

中心市街地活性化に資する 各府省庁の概算要求等（概要）

目次

1. 各府省庁の取組（認定と連携した支援措置等）

資料2－1のうち区分（3）については、過去5か年（令和2年度～令和6年度）認定の基本計画において5件以上申請があったものを掲載。

所管府省庁	支援措置名	区分※	頁
内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金	(2)②	3
こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	(3)	5
	保育対策総合支援事業費補助金	(3)	6,7
	地域少子化対策重点推進交付金	(3)	8
総務省	中心市街地活性化ソフト事業	(2)①	10,11,12
	中心市街地再活性化特別対策事業	(2)①	10,11,13
文部科学省	公立文教施設の整備	(3)	15,16
	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	(3)	17
	伝統的建造物群基盤強化	(3)	18
厚生労働省	医療提供体制施設整備交付金	(3)	20
	社会福祉施設等施設整備費補助金	(3)	21
	地域支援事業交付金等	(3)	22
農林水産省	農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金）	(3)	24,25,26
	地域用水環境整備事業（農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金）	(3)	27,28
	食品流通拠点施設整備事業	(3)	29
経済産業省	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第7条 第12項、第50条）	(1)	31,33
	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	(3)	31
	商店街等活性化支援事業（中小企業基盤整備機構運営費交付金）	(3)	32,34

※区分：（1）法に定める特別の措置 （2）①認定と連携した特別措置 （2）②認定と連携した重点的な支援措置 （3）その他の支援措置

所管府省庁	支援措置名	区分※	頁
国土交通省	中心市街地共同住宅供給事業	(1)	36
	都市開発資金(用地先行取得資金)	(2)①	37
	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	(2)①	38
	社会資本整備総合交付金(河川事業、統合河川環境整備事業) 防災・安全交付金(河川事業)	(2)②	39～42
	社会資本整備総合交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)	(2)②	43
	社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)	(2)②	44～55
	社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業)	(2)②	56～59
	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)	(2)②	60～62
	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)	(2)②	63
	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業)	(2)②	64
	社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)	(2)②	65
	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)	(3)	66
	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業／地域公共交通パリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業)等	(3)	67
	官民連携まちなか再生推進事業	(3)	68
	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) 防災・安全交付金(都市再生整備計画事業)	(3)	69,70
	社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金(都市再生区画整理事業)	(3)	71
	都市構造再編集集中支援事業	(3)	72
	社会資本整備総合交付金(まちなかウォーカブル推進事業) 都市再生推進事業費補助(まちなかウォーカブル推進事業)	(3)	73
	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業) 防災・安全交付金(都市公園・緑地等事業)	(3)	74
	社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業) 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業 等	(3)	75～78
	空き家対策総合支援事業	(3)	79

※区分：(1) 法に定める特別の措置 (2) ①認定と連携した特別措置 (2) ②認定と連携した重点的な支援措置 (3) その他の支援措置

目次

2. 各府省庁等の取組（その他）

所管府省庁	取組名	頁
内閣府	中心市街地活性化推進事業	82
経済産業省	人材育成プログラム「マチスタート」	84
	「地域にかがやくわがまち商店街表彰」(大臣表彰)	85
ふるさと財団	地域再生マネージャー事業(まちなか再生事業)	87～93

1. 各府省庁の取組（認定と連携した支援措置等）

内閣府の取組

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

8年度概算要求額（案） **2,373.7億円**【うち要望額**373.7億円**】
（7年度予算額 2,000.0億円）

事業概要・目的

- 「地方こそ成長の主角」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○対象事業

第2世代交付金

地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
（ソフト・ハードの一体的支援）



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
（分野横断的な支援）



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援。

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援。

地域産業構造転換インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援。

資金の流れ



交付金



都道府県
市区町村

※地方財政措置については検討中。

※上記事業のうち、公共事業関係費予算は、各省庁への予算移替がある。

期待される効果

- 地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

こども家庭庁の取組

令和8年度概算要求額 245億円 + 事項要求 (245億円)

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・保育所整備事業【私立】 ・幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
 - ・小規模保育整備事業【私立・公立】 ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

実施主体等

【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村

【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） 【国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4】

- 待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る
待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
- 人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

② 原則国 1／3、設置者（市区町村） 2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

【拡充】補助率の嵩上げについて、「人口減少対策」のための認定こども園の整備については、「保育所部分」に加えて「教育部分」にも嵩上げを適用する。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)	○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け 卒業後、5年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※令和8年度募集より、実務従事期間について5年間から8年間に変更【見直し】 ※貸付決定者数 4,439人（令和6年度実績） ○ 保育士養成施設に通う貸付けを受けていない学生を対象に、最終学年時における就職活動に係る費用の一部を貸付け 卒業後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※上記の貸付けを含め、令和8年度募集より貸付対象者の家庭の経済状況に係る要件を具体化【見直し】	○貸付額（上限） ア 学 費 5万円（月額） イ 入学準備金 20万円（初回に限る） ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る） エ 生活費加算 4～5万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長2年間 ○就職活動準備金 20万円
2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※ 幼保連携型認定こども園も対象	○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者の追加配置に必要な費用を貸付け ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 138人（令和6年度実績）	○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間
3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)	○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 1,418人（令和6年度実績）	○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間
4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)	○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 1,372人（令和6年度実績）	○貸付額(上限) 就職準備金 40万円
5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)	○ 保育所等に勤務する未就学児を有する保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 7人（令和6年度実績）	○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修を行う際等に要する改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

事業の概要

- 【対象事業】
 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
 (4) 認可化移行改修費等支援事業 (5) 家庭的保育改修費等支援事業 (6) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R7）】

(1) 新設または定員拡大の場合（1施設当たり）	利用（増加）定員19名以下	18,540千円
	利用（増加）定員20名以上59名以下	33,372千円
	利用（増加）定員60名以上	67,981千円

老朽化対応の場合（1施設当たり） 33,372千円

(2) 1事業所当たり：27,193千円	(3) 1施設当たり：27,193千円	(4) 1施設当たり：39,553千円
(5) 保育所で行う場合（1か所当たり）：27,193千円	保育所以外で行う場合（1か所当たり）：2,966千円	
(6) 1事業所当たり	①改修費等：4,527千円	②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 (*) 国：1/2、市区町村：1/2
 (※) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4 (*) 国：2/3、市区町村：1/3
 (5) 国：1/2、市区町村：1/2 (※) 国：2/3、市区町村：1/3
 (6) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4 (*) 国：2/3、市区町村：1/3

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

* 公立の場合の補助率（(2)、(6)に限る）

【見直し】「定期借家契約」の賃貸物件については補助の対象外とする。

※資材高騰などの原油価格・物価高騰対策については、予算編成過程で検討。

令和8年度概算要求額 30億円

事業の目的

- こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」が掲げられている。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

事業の概要

① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組）を支援する。

（1）ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：2/3）
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティア等の育成・組織化 等
- ・重点メニュー（補助率：3/4）
自治体間連携を伴う取組、若い世代の描くライフデザイン支援、結婚支援事業者との官民連携型結婚支援 等

（2）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

（3）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）
結婚、妊娠・出産、子育ての温かい社会づくり・気運醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組
- ・重点メニュー（補助率：2/3）
自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成、育児休業取得と家事・育児分担の促進 等

② 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム

ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケア講座等を受講した新婚世帯を対象に、地方公共団体が家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

- ・一般コース（補助率：1/2）
- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）
【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に39歳以下（左記世帯を除く）：30万円
【交付要件】ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケア講座等の受講

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村等

総務省の取組

総務省における中心市街地活性化施策の概要

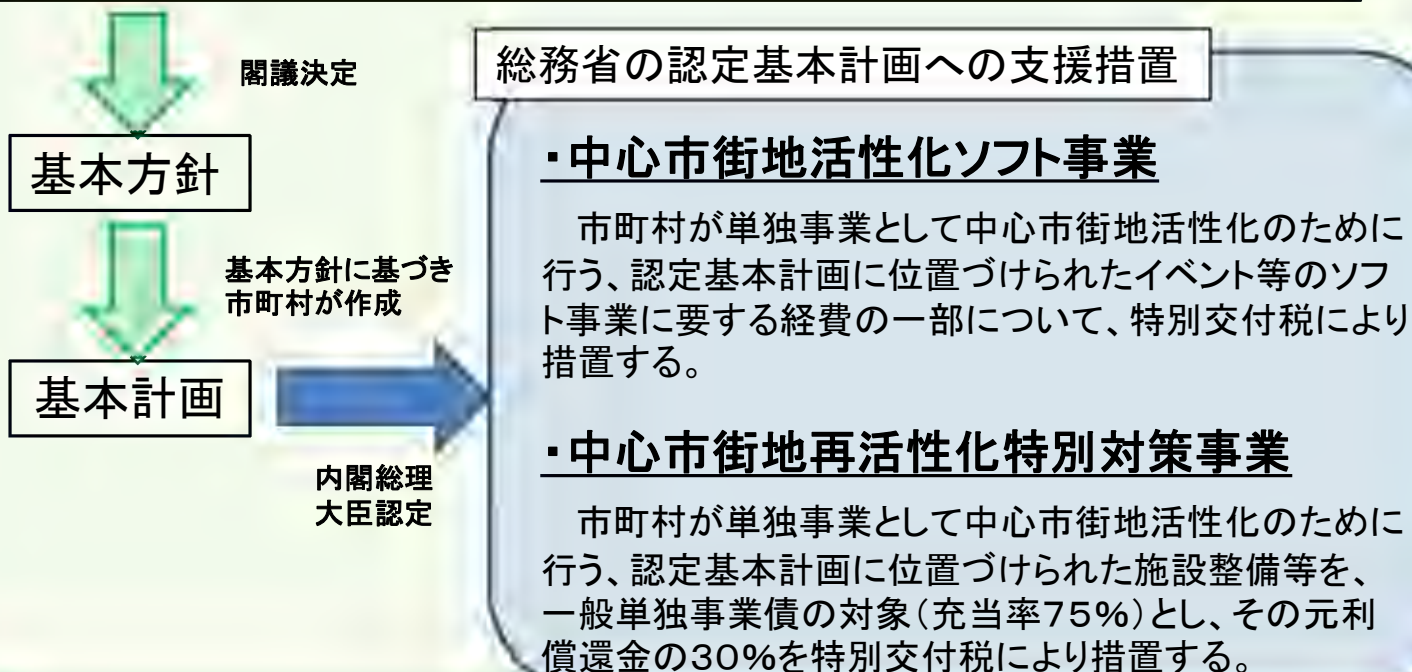
目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

中心市街地活性化ソフト事業

①イベント事業

②講演会、シンポジウム等

③後継者育成研修事業

④具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

⑤空き店舗対策事業

⑥その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

中心市街地再活性化特別対策事業

(1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

(2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

総務省地域力創造グループ地域振興室

【支援措置名】 中心市街地活性化ソフト事業
【支援措置区分】（２）①認定と連携した特例措置
【概要】 市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。
【対象事業の分類】 ①イベント事業 ②講演会、シンポジウム等 ③後継者育成研修事業 ④事業の具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等 ⑤空き店舗対策事業 ⑥その他特に重要なソフト事業 【近年の取組状況】 令和６年度においては、627 件を特別交付税の対象とした。
【備考】

【支援措置名】 中心市街地再活性化特別対策事業
【支援措置区分】（２）①認定と連携した特例措置
【概要】 市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。
【対象となる施設整備の例】 ・ 集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等） ・ 地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等） ・ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等） ・ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等） 【近年の取組状況】 令和６年度においては、９事業・総額 484 百万円を一般単独事業債の対象とした。
【備考】

文部科学省の取組

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和8年度要求・要望額

2,066億円

+ 事項要求

(前年度予算額

691億円)



文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

公立学校施設の整備

新しい時代の 学校施設

新時代の学びに対応した教育環境向上と 老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備



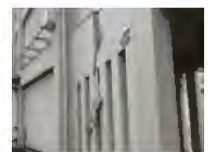
老朽化対策と一体で多様な学習活動に
対応できる多目的な空間を整備

他施設との複合化により学習環境
を多機能化しつつ、効率的に整備

国土強靱化

防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等



激甚化・頻発化する災害への対応
(能登半島地震における外壁・内壁落下)

避難所としての**防災機能強化**
(バリアフリースイートの整備)

脱炭素化

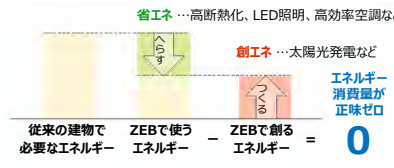
脱炭素化の推進

- 学校施設の ZEB※ 化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進(木造、内装木質化)

※Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、快適な室内環境を
実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建築物



柱や内装に木材を活用し、温かみ
のある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化**

改正 事項

制度改正

- 大規模改造(特別防犯対策)事業の時限延長(令和10年度まで) 等

単価改定

- 標準仕様の見直しや物価変動の反映等による増：**対前年度比 +16.6%**
小中学校校舎(鉄筋コンクリート造の場合)：R7:325,700円/㎡ ⇒ R8:379,700円/㎡

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

令和8年度要求・要望額 : 5,000,000千円
(前年度予算額 : 3,208,456千円)



事業開始年度

平成23年度～

▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。

- 地域のスポーツ環境の充実
- 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備
- 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

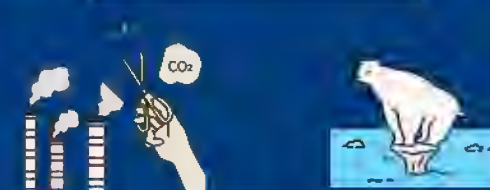
国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO₂排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3 補助

※空調新設、災害対応の浄水プール、公共施設（公立図書館等）を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化等は1/2

R8制度改正

- 社会体育施設の空調整備（新設）について、補助率引上げ措置の期間延長【5年間延長（R8～R12）】
- 屋内学校プールの新改築事業について、補助率を1/2に引上げ

事業開始年度

令和5年度～

▶ 地域スポーツクラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（50億円の内6,000万円）を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1/3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

担当：スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和8年度要求・要望額 12,453百万円+事項要求
(前年度予算額 11,334百万円)



現状・課題

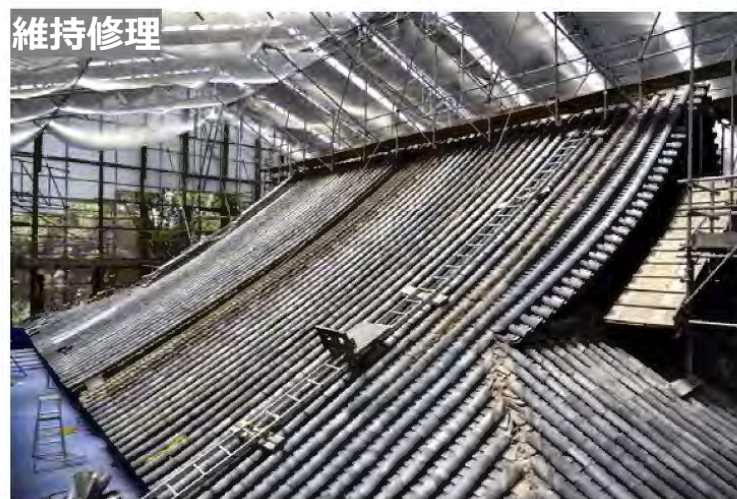
国宝・重要文化財建造物は、滅失してしまえば取り返しのつかないものであるが、経年等による劣化は避けられない。文化財建造物を確実に次世代に継承するため、所有者等が適切な周期で安定的に保存修理を実施できるよう支援する必要がある。

地域の宝でもある国宝・重要文化財建造物は、観光振興等の核として地域の活性化に寄与するものであることから、公開活用等の取り組みについても支援し、文化財建造物の活用を促進する必要がある。

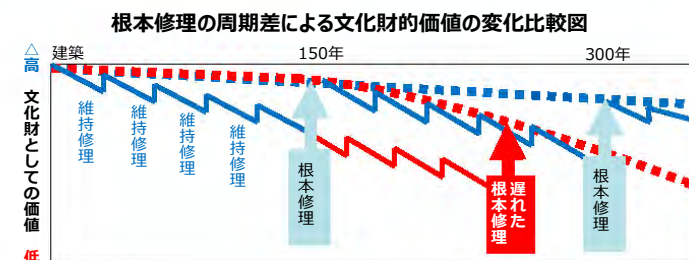
事業内容

- 補助対象事業
 - (1) 根本修理
 - (2) 維持修理
 - (3) 特殊修理
 - (4) 保存修理（近現代建造物）
 - (5) 情報発信
 - (6) 先端技術活用
 - (7) 公開活用事業
 - (8) 環境保全等
- 補助事業者：所有者、管理団体等
- 補助金の額：原則、補助対象経費の50%

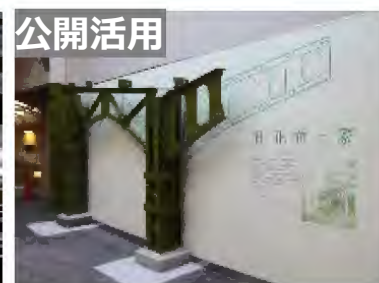
※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）



重要文化財 知恩院勢至堂
本瓦葺解体状況（京都府）



※伊原恵司氏（文建協調査室長）の研究論文（1990年）による



展示解説整備



保存管理施設の設置



写真測量による3Dモデルの作成



情報発信
(パンフレット)

アウトプット（活動目標）

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和8年

161件

(年間の木造建造物の修理事業実施件数)

文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日 文部科学大臣決定）に基づく目標値

短期アウトカム（成果目標）

修理周期の適正化（木造建造物）

適正な修理周期

維持修理 30年

根本修理 150年

長期アウトカム（成果目標）

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

(担当：文化庁文化資源活用課)

伝統的建造物群基盤強化

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

2,097百万円+事項要求
1,567百万円)



現状・課題

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している集落や町並みであり、市町村がこうした地区の保存・活用を図るもののうち、特に価値の高いものを国が「重要伝統的建造物群保存地区」（以下「重伝建地区」）に選定し、市町村の取組を支援している。

重伝建地区は、門前町や宿場町、商家町など観光資源としての人気も高いが、修理や修景、防災環境の整備が進んでいないなどの課題がある。地区全体の魅力と安全性を向上させ、観光振興や地方創生を図る必要がある。



下郷町大内宿伝統的建造物群保存地区（昭和56年選定）の修理事例

事業内容

● 補助対象事業

- (1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査
- (2) 修理・修景・公開活用整備
- (3) 防災・耐震
- (4) 買上
- (5) 先端技術の活用

● 補助事業者：市町村

● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上

修理・修景、防災・耐震の促進

公開活用

先端技術の活用



<秋田県 仙北市角館>
修景事業で新築した建造物



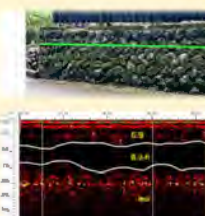
<福島県 下郷町大内宿>
防災事業で整備した放水銃



<佐賀県 嬉野市塩田津>
公開活用施設



<静岡県 焼津市花沢>
石垣耐震補強のためのレーダー探査



文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

アウトプット（活動目標）

- 重伝建地区の修理・修景等を実施した
- 地方公共団体の数

令和7年度	令和8年度
108	108

短期アウトカム（成果目標）

- 重伝建地区の文化財としての価値の維持と向上
- 重伝建地区の環境保全及び公開活用の促進
- 重伝建地区の防災環境の向上

長期アウトカム（成果目標）

- 地域の歴史や文化をいかしたまちづくりの推進
- 地域の活性化や観光拠点としての魅力向上
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成に寄与。

(担当：文化庁文化資源活用課)

厚生労働省の取組

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

令和7年度予算額

令和8年度概算要求額

3,779,373 千円

→

3,879,373千円

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

注1) 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合)は補助対象外
注2) 公的・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率	補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率
休日夜間急患センター	○	○	○	0.33	特殊病室施設	○	○	○	0.33
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	0.33	肝移植施設	○	○	○	0.33
救急ヘリポート	○	○	○	0.33	治験施設		○	○	0.33
ヘリポート周辺施設整備	○	○	○	0.33	特定地域病院	○	○	○	0.33
(地域)救命救急センター	○	○	○	0.33	医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	○	○	0.33
小児救急医療拠点病院	○	○	○	0.33	南海トラフ地震に係る津波避難対策	○	○	○	0.33
小児初期救急センター施設	○	○	○	0.33	アスベスト除去等整備	○	○	○	0.33
小児集中治療室	○	○	○	0.33	医療機器管理室		○	○	0.33
小児医療施設	○	○	○	0.33	地球温暖化対策	○	○	○	0.33
周産期医療施設	○	○	○	0.33	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設(民間は一部)	○	○	○	0.5
地域療育支援施設	○	○	○	0.5	地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設	○	○	○	0.5
共同利用施設(開放型病棟等)		○	○	0.33	医療施設浸水対策事業	○	○	○	0.33
医療施設近代化施設	○	○	○	0.33					
基幹災害拠点病院	○	○	○	0.5					
地域災害拠点病院	○	○	○	0.5					
腎移植施設	○	○	○	0.33					

V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和8年度概算要求額 **67**億円 + 事項要求（国土強靱化分）（50億円）※（）内は前年度当初予算額 ※ 令和6年度補正予算：108億円

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿として、グループホーム等の整備を促進する。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

加えて、水害等に備えた排水設備の改修費用を、新たに補助対象に加える。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1／2〔間接補助〕
（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4）

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

令和8年度概算要求額 1,908億円（1,800億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」
+ 「社会保障の充実分」

財源構成

① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)

② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、
地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

※「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）に基づく家族介護者への相談支援体制の充実については、政府の方針等も踏まえて対応を行う。

農林水産省の取組

農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）

事業の概要

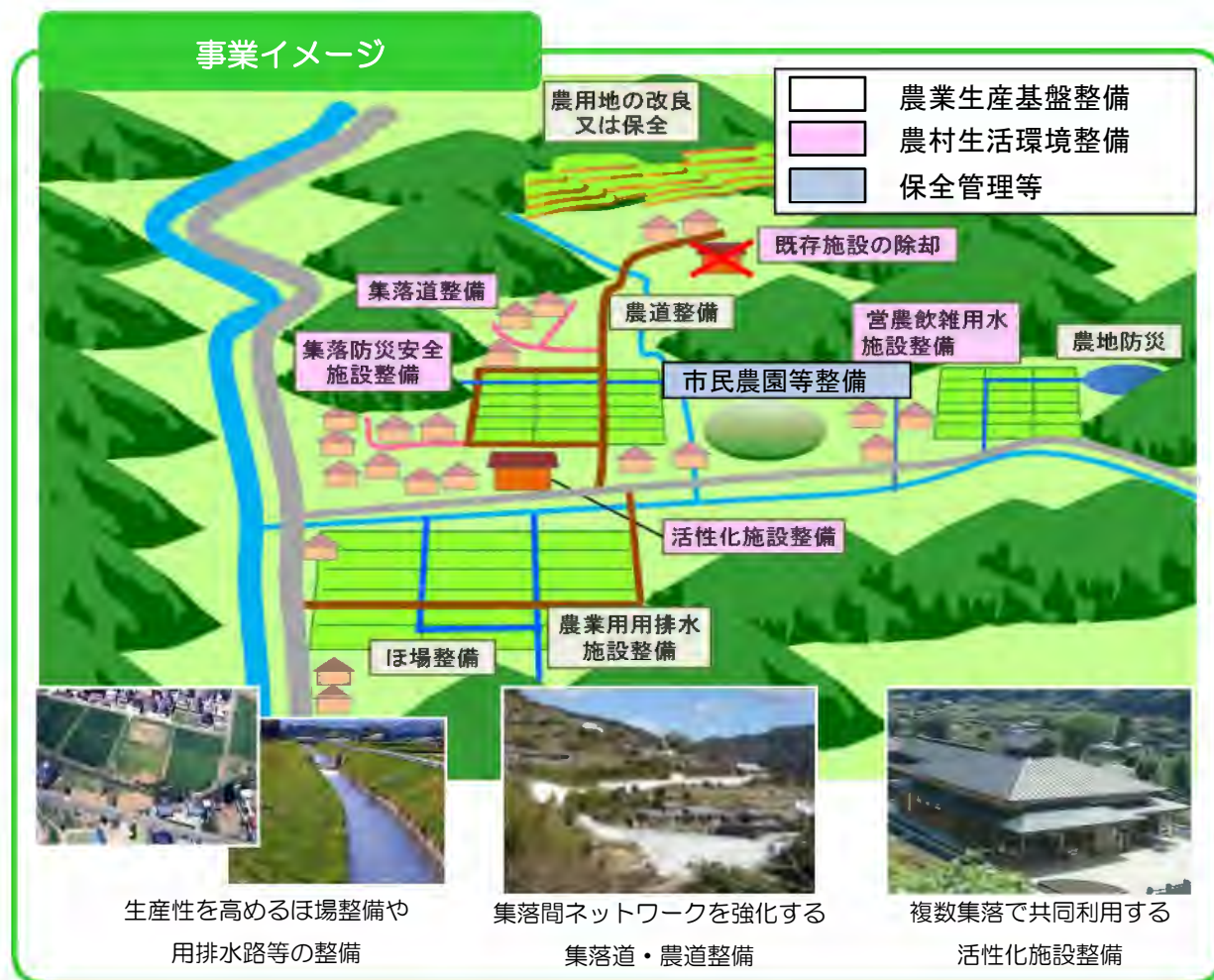
都道府県又は市町村が策定する農村振興基本計画等に即し、農地や農業用排水施設などの農業生産基盤整備と併せて農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施。

<特徴>

- 農村地域を総合的に整備することにより、秩序ある土地利用、生活環境の改善など、農業生産基盤と生活環境の両面で質の高い環境整備が可能です。
- 農業の生産条件等が不利な中山間地域においても、農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。

事業メニュー

区分	事業種類	事業内容
農業生産基盤整備	(1) 農業用排水施設整備	農業用排水施設の整備
	(2) 農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備
	(3) ほ場整備	農用地の区画整理、これと関連する整備
	(4) 農用地開発	農用地の造成とこれに附帯する施設の整備
	(5) 農地防災	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するための施設の整備
	(6) 客土	農用地につき行う客土
	(7) 暗渠排水	農用地につき行う完全暗渠の整備
	(8) 農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全に必要な整備
農村生活環境整備	(1) 農業集落道整備	農道を補完する集落周辺の道路の整備
	(2) 営農飲雑用水施設整備	家畜、園芸、洗浄など営農飲雑用水施設の整備
	(3) 農業集落排水施設整備	雨水を排除する施設等の整備
	(4) 集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な施設の整備
	(5) 用地整備	非農用地の整備、農業施設用地の整備
	(6) 活性化施設整備（中山間のみ）	農業生産活動等の拠点等多目的施設の整備
	(7) 地域農業活動拠点施設整備（中山間以外）	農業生産活動、地域保全活動等の拠点施設の整備
	(8) 集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用施設の整備
	(9) 交流施設基盤整備（中山間のみ）	多目的広場等や附帯する施設の整備
	(10) 情報基盤施設整備	施設の遠隔管理システム、防災情報システムの整備
	(11) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(12) 生態系保全施設等整備	自然・生態系保全施設、修景施設等の整備
	(13) 地域資源利活用施設整備	地域資源を活用し農業生産を補完する施設の整備
	(14) 施設補強整備	農業施設の安全性の確保に必要な補強整備
	(15) 施設環境整備	高齢者・障害者の利用に資する農業施設の改修整備
	(16) 歴史的土壌改良施設保全整備	歴史的土壌改良施設の補強等の保全整備
	(17) 施設集約整備	農業農村施設の撤去、撤去跡地の整備
	(18) 交換分合	農用地等の交換分合
	(19) 集落土地基盤整備	必要な範囲内の農振白地の農用地の改良・保全整備
保安全管理等整備	(1) 高付加価値農業基盤整備	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水整備
	(2) 附帯整備	既設高付加価値農業に係る施設の撤去・移転
	(3) 用地整備	耕作放棄地等の利活用のための用地整備
	(4) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(5) 生態系保全施設整備	生態系の保全に資する施設の整備
	(6) 遊水池整備	周辺地域からの流水の一時貯留施設等の整備
	(7) 土壌改良施設撤去及び跡地整備	土壌改良施設の撤去及び跡地整備
	(8) 交換分合	農用地等の交換分合



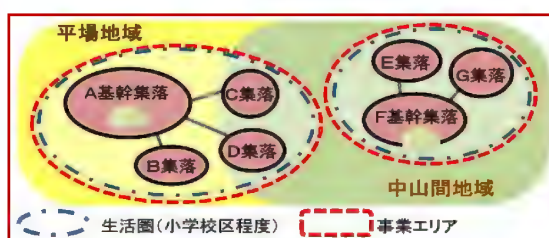
○事業体系

農山漁村地域整備交付金

└ 農村集落基盤再編・整備事業

- └ 集落基盤再編型
- └ 中山間地域総合整備型
- └ 農地環境整備型
- └ 実施計画策定型

○平場から中山間まで一体的に再編・整備



<交付先等>

○ 集落基盤再編型

1. 交付先：都道府県、市町村
2. 事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合等
3. 交付率：1/2等

○ 中山間地域総合整備型

1. 交付先：都道府県、市町村
2. 事業実施主体：都道府県、市町村
3. 交付率：55%等

○ 農地環境整備型

1. 交付先：都道府県、市町村
2. 事業実施主体：都道府県、市町村
3. 交付率：55%等

※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

「農地環境整備型」実施イメージ

耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域と営農を継続し生産性向上を図る区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。

事業実施前



事業実施後



「生産区域」(凡例:  )

・農業生産性の向上を目的とした基盤整備

「保全管理区域」(凡例: )

・保全管理、利活用による周辺農地への悪影響の除去

農山漁村地域整備交付金のうち
地域用水環境整備事業（公共）

対策のポイント

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るため必要となる整備を実施。

（地域用水機能）

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活用水、防火用水、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系保全、親水など地域用水として多面的な機能を有しています。

政策目標

地域住民や都市住民のニーズに対応した生活環境の質的向上、農業用水の有する多面的な機能の適切な発揮

<内容>

1. 地域用水環境整備型

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るための整備を実施します。

具体的には、以下の施設を整備します。

- ①親水・景観保全施設、②生態系保全施設、③地域防災施設、④渇水対策施設、
⑤利用保全施設、⑥地域用水機能増進施設、⑦小水力発電施設

2. 歴史的施設保全型

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施します。

補助率：1は農林水産省、北海道、離島50%、奄美52%、
沖縄2／3（ただし、⑦等の単独施設整備は50%）
2は50%（ただし沖縄にあっては75%）
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、その他団体

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3502-6246）]

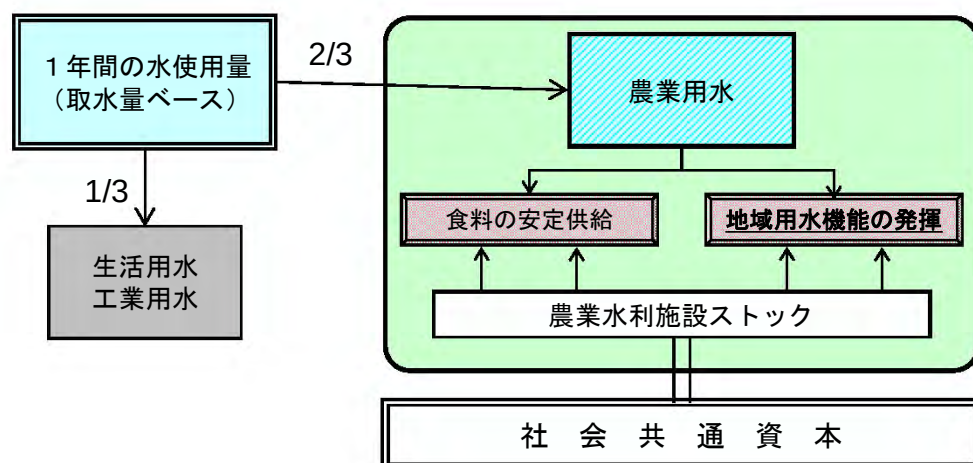
農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業

(現 状)

- ・ 農業用水の年間取水量は、我が国の水使用量の 3 分の 2 に相当。

(背 景)

- ・ 農業用水は、昔から「地域の水」として人々の生活に密着し、炊事、洗濯等の生活用水や消雪用水などの地域用水機能を発揮。
- ・ また、農村地域の景観形成や親水、生態系保全を通じて、地域住民や都市からの来訪者に「うるおい」や「やすらぎ」を提供。



- 農業水利施設の適切な保安全管理・整備と一体的に、農業用水の有する多面的な機能（地域用水機能）の発揮や、自然に恵まれた緑地空間の形成等を図ることにより、地域住民にも開かれた魅力ある農村空間の形成を推進。



親水機能

水深を浅くし、自然石を護岸に用いるなど、子どもたちが水に親しめるようにしています。



消流雪用水機能

冬には消流雪用水路として、住民の生活に欠くことのできない役割を担っています。



生態系保全機能

野生生物や魚類などの生息を助け、自然生態系の機能を再生しています。



生活用水機能

農作物や農機具などの洗い場として、昔から広く利用されています。

食品流通拠点整備の推進（強い農業づくり総合支援交付金の一部）

令和8年度予算概算要求額 12,152百万円（前年度 11,952百万円）の内数

<対策のポイント>

卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

<事業目標>

流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（12.4% [令和5年度実績]→10% [令和12年度まで]）等

<事業の内容>

1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の確保のための機能の高度化、輸出拡大、防災・減災対策を実現するため、

- ① 物流の効率化・自動化・省力化
 - ② 共同輸配送等に対応する物流機能の強化
 - ③ デジタル化・データ連携の強化
 - ④ 品質・衛生管理の高度化
 - ⑤ 分荷機能の強化
 - ⑥ 輸出先国までのコールドチェーン・衛生管理基準の確保
 - ⑦ 災害時の物資調達・供給拠点機能の強化
- 等に資する卸売市場施設の整備を支援します。

2. 共同物流拠点施設整備

物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのためのストックポイント等の共同物流拠点施設の整備を支援します。

<事業イメージ>

1. 卸売市場施設整備



全天候型で、左右どちらにも荷下ろし可能な中央通路



外気の影響を受けないドックシェルター



需要に対応した大小の定温施設



データ連携・デジタル化による業務の改善



自動搬送装置



加工処理施設



非常用電源

2. 共同物流拠点施設整備



共同物流拠点



航空輸送

鉄道輸送

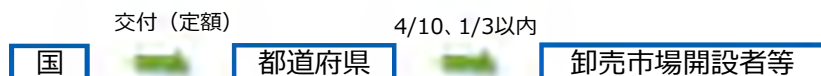
トラック輸送

海上輸送

海上輸送

海上輸送

<事業の流れ>



経済産業省の取組

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の概要

経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

※中活計画に基づく事業であって特に経産大臣の認定を得たもの

中心市街地活性化基本計画に基づき、

- ①意欲的な目標を掲げ（年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の4倍以上等）
- ②中心市街地の経済活力を向上させる波及効果があり
- ③地元からの強いコミットメントがある

民間商業施設整備プロジェクトに対して
経済産業大臣が認定し、**低利融資**等の支援を実施。

● 低利融資

日本政策金融公庫からの**低利融資**

（特利3：1.05～1.75%，貸付額最大7.2億円）

※特利3は令和7年3月時点。実際の利率は日本政策金融公庫の判断により

※上記利率は標準的な貸付利率です。

適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む）等に応じて、所定の利率が適用されますので、
詳しくは日本政策金融公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。



特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

認定実績：19件

① 意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること（以下のいずれか）。

- 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
- 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
- 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

② 中心市街地及び周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること。

- 来訪者、就業者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか説明されていること。

③ 地元住民等の強いコミットメントがあること（以下のいずれか）。

- 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
- 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
- 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地の貸付けが行われていること。
- 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄附を受けていること。

④ 当該市町村に都市再生特別措置法に係る立地適正化計画（※）がある場合は、これに適合していること。

（※）立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、コンパクトシティ化を推進する計画。

令和7年度商店街等活性化支援事業（中小機構事業）

- 中心市街地または商店街を中心としたエリアの発展と地域経済の活性化を図ることを目的に「まちづくりオンライン相談」「巡回型支援」「パッケージ型支援」「中小企業アドバイザー派遣事業」を実施。
- まちづくり分野の経験豊富な専門家を派遣し、「地域のビジョン策定」「事業推進体制の構築」「持続可能な事業の推進」に軸を置き、エリアの活性化を推進する中心市街地活性化協議会や商店街振興組合、まちづくり会社などの地域組織に対して伴走支援を行う。

〈中心市街地・商店街等診断・サポート事業〉

まちづくりオンライン相談支援

～気軽な課題解決に加え、相談内容に応じて適切な事業へ繋げる～

支援期間

最大 3 回/年間 2時間/回

支援体制

専門家 1 名/回



※オンライン相談支援
を実施している方が対象

巡回型支援

専門家ヒアリングを通じたエリア課題整理、課題に対して参考となる事例提供等を通じて検討事項への助言を行う。

支援回数

1地域最大3回/年間

(対面・オンライン)

支援体制

専門家1名/回

【公募】パッケージ型支援【今年度公募終了】

現地踏査、関係者へのヒアリング、各種調査等により現状把握を行い、複数の専門家の知見に基づく助言やセミナー等を開催による事例提供を行う。

支援期間

約1年間
(対面・オンライン)

支援体制

複数の専門家による
プロジェクトチーム

手厚い支援！



中小企業アドバイザー派遣事業

※対象※

中心市街地活性化協議会または、
認定民間中心市街地商業活性化事業者

詳しくはこちら→

中小機構 まちづくり



中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省経営支援部商業課

【支援措置名】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第 7 条第 1 2 項、第 5 0 条）
【支援措置区分】（1）法に定める特別の措置
【概要】 民間事業者が認定中心市街地において実施する、地域住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ、経済効果の高い民間プロジェクトに対し、中心市街地の活性化に関する法律第 5 0 条規定に基づき、経済産業大臣が特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を行う。特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた民間事業者は、以下の支援措置を受けることができる。 ・ 日本政策金融公庫による低利融資 ・ 大規模小売店舗立地法の特例（法第 58 条） ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第 52 条第 2 項） ・ 中小企業信用保険法の特例（法第 53 条）
【近年の取組状況】（令和 5 年度認定） 山口県周南市：徳山駅前地区商業施設整備事業
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省中小企業庁経営支援部商業課

【支援措置名】 商店街等活性化支援事業（中小企業基盤整備機構運営費交付金）
【支援措置区分】（３） その他の支援措置
【概要】 中心市街地または商店街を中心としたエリアの発展と地域経済の活性化を図ることを目的に「まちづくりオンライン相談支援」「巡回型支援」「パッケージ型支援」「中小企業アドバイザー派遣事業」を実施。まちづくり分野の経験豊富な専門家を派遣し、「地域のビジョン策定」「事業推進体制の構築」「持続可能な事業の推進」に軸を置き、エリアの活性化を推進する中心市街地活性化協議会や商店街振興組合、まちづくり会社などの地域組織に対して伴走支援を行う。
【近年の取組状況】（令和６年度実績） <中心市街地・商店街等診断・サポート事業> ・巡回型支援：43 地域 ・パッケージ型支援：20 地域 ・中小企業アドバイザー派遣事業：11 地域 38 回 ※オンライン相談支援：令和７年度から実施のため、令和６年度実績なし <中心市街地活性化協議会支援センター事業> ・各種相談対応：20 件 ・交流会：11 回 ・事例紹介（まちかつ HP）：11 地域
【備考】

国土交通省の取組

社会資本整備総合交付金等にて支援

事業概要

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における優良な共同住宅供給を支援することによって、街なか居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。

主な事業要件

- ・ 内閣総理大臣により認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で行われる中心市街地共同住宅供給事業(法定事業)
- ・ 優良な住宅を10戸以上供給(延べ床面積の1/2以上が住宅)

対象地域

- ・ 中心市街地活性化基本計画の区域内

敷地及び建築物の基準

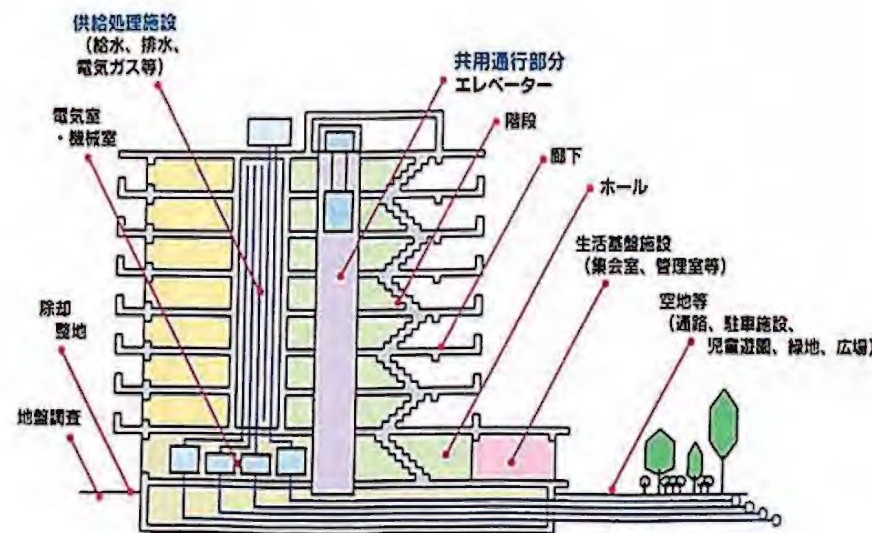
- ・ 敷地面積が概ね500㎡以上
- ・ 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること
- ・ 共用通行部分で交付対象となるものは、高齢者等の通行に支障が生じないようにバリアフリー化等がなされていること
- ・ 建ぺい率に応じた一定以上の空地が確保されていること
- ・ 敷地が原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

補助対象費用

- ①調査設計計画
(基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計)
- ②土地整備
(建築物除却等費、補償費)
- ③共同施設整備
(空地等の整備、供給処理施設、共用通行部分整備費等)



補助率

補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3

〔 長期優良住宅の整備を含む場合は、
国:2/5、地方:2/5、民間:1/5 〕

用地先行取得資金(中心市街地活性化促進用地)の概要

【概要】

再開発事業等の面整備事業の種地を地方公共団体が取得する場合等に必要な資金を国が長期・低利で貸し付ける。
(都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第2号、第2項第2号)

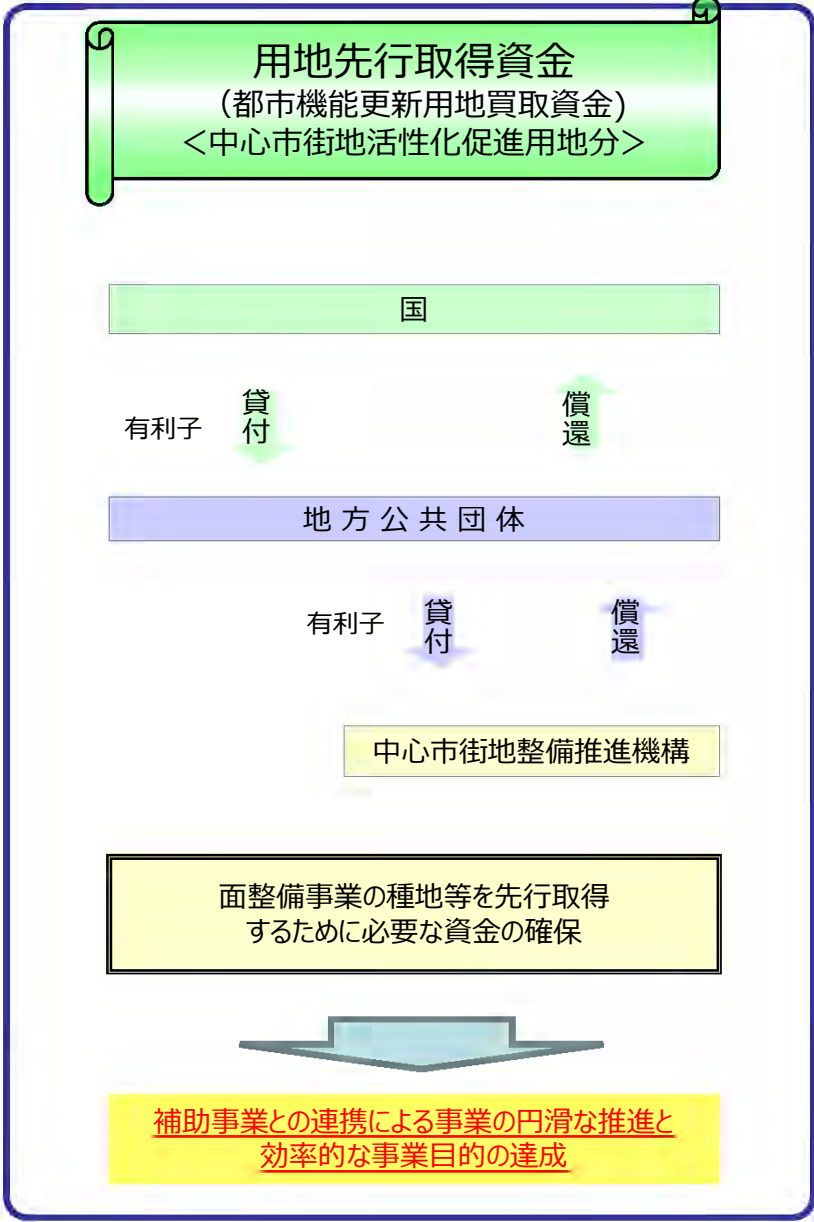
【貸付対象等】

＜中心市街地活性化促進用地分＞

- ①貸付対象者 地方公共団体、中心市街地整備推進機構（地方公共団体経由で貸付け）
 - ②対象地域 ・人口10万以上の都市
・地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する地方拠点都市地域の中心となる都市（都市施設用地と同じ都市）の既に市街地を形成している区域
 - ③対象区域
中心市街地整備基本計画に定める認定中心市街地の区域で次の要件に該当するもの
 - a. 区域の面積が3ha以上であること
 - b. 区域の大部分が昭和35年において人口集中地区の区域内にあること
 - c. 基本計画策定時までの20年間の人口の減少率が20%以上であること
 - d. 基本計画策定時の65歳以上の人口の割合が16%以上であること
 - e. 最近10年間に小売業の店舗数及び販売額が減少していること
 - ④対象用地
認定中心市街地の区域内で、次のいずれかの区域内の土地
 - a. 高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、地区計画の区域、2号地区の区域、2項地区の区域
 - b. 都市計画に定められた土地区画整理事業の施行区域で当該区域の大部分が商業地域内にあるもの
 - ⑤買取り予定面積
・買取りを予定する土地の面積の概ね1/2以上が一定の公共公益施設に供されるもの
・買取りを予定する土地の面積の合計が概ね1ha以上であること
- このほか、用地先行取得資金は、一般分、都市構造再編促進用地分及び被災市街地復興推進用地分がある。

【貸付条件】

- 利率 1.3% [令和7年6月時点]
- 償還期間 10年以内（4年以内） [各種共通] （カッコ内は据置期間）
- 償還方法 元金均等半年賦償還 ●融資率 100%



補助内容



空きビル再生支援

賑わい空間施設整備

施行区域

三大都市圏の指定市及び
特別区を除く区域であること

対象施設

- ① 認定基本計画への位置付け
- ② 地階を除く階数が原則として3階以上 ※1 ※2 ※3
- ③ 耐火建築物等又は準耐火建築物等 ※1 ※2 ※3
- ④ 地区面積（敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計）が1,000㎡以上等を満たすものであること ※2 ※3

施行者

地方公共団体
都市再生機構
中心市街地活性化協議会
民間事業者等

国費率

1/3
公益施設の割合が高い（1/10以上）等の一定の要件を満たす場合は、2/5

38

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金(河川事業)

(1) 広域河川改修事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事であって、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施するものに支援を実施。

(補助対象・事業イメージ、事例等)

(目的)

広域河川改修事業は、河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業において限定し、また重点整備箇所を設けて整備を進めることにより、効果的かつ効率的な整備を図ることを目的とする。

補助率

一級河川 1/2(大規模 5.5/10、北海道 2/3)

二級河川 1/2(北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10)

くろせ

黒瀬川 (富山県)

整備前



整備後



社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金(河川事業)

(8) 流域貯留浸透事業

一級河川、二級河川の流域内において、近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における貯留・浸透機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業に支援を実施。

(補助対象・事業イメージ、事例等)

(目的)

流域貯留浸透事業は、近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進することを目的とする。

補助率 1/3

(民間企業等が施行する場合は、事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2)

学校の校庭を利用した流域貯留施設 (神奈川県横浜市)



社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金(河川事業)

(10) 土地利用一体型水防災事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において、土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施する事業に支援を実施。

(補助対象・事業イメージ、事例等)

補助率 1/2

(目的)

土地利用一体型水防災事業は、土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施することで住家を洪水による氾濫から防御すること等により、より効率的かつ効果的な治水対策を推進し、もって安全で豊かな地域づくりに資することを目的とする。

なお、氾濫を許容する区域については、新たな住家が立地しないように条例等で一定の規制をかけることにより、洪水に対する安全性を確保する。

イメージ



家屋の移転が必要となるなど完成までには多大な費用と期間が必要です。



輪中堤や宅地嵩上げを効率的に短期間で実施することにより、家屋の浸水被害を解消します。

【対策前】



【嵩上げ】



【完成】



宅地嵩上整備事例 宮崎県延岡市



輪中堤整備事例 宮崎県延岡市

社会資本整備総合交付金(統合河川環境整備事業)

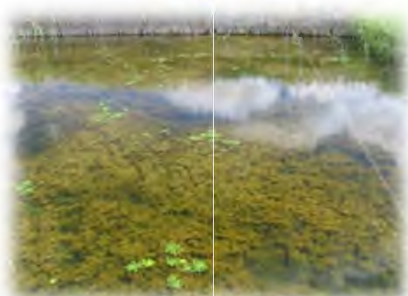
良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1) 汚濁の著しい河川の水質改善、(2) 魚類の遡上・降下環境の改善、(3) 自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4) 河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業

(交付対象、事業イメージ・事例)

- 交付対象：都道府県知事又は指定都市の長又は市区町村長が実施する河川工事
 - ※自然再生事業、都市・地域再生等利用区域の指定が計画されていない水辺整備事業は、総事業費3億円以上の場合のみ
- 国費率 :1/3等

水質改善

汚泥の浚渫や覆砂、植生帯整備等



植生帯整備による水質改善 (印旛沼 (千葉県))

自然再生

トキの餌場となりうる湿地の創出等



湿地の整備
(国府川 (新潟県))

魚道等の整備

遡上阻害となっている落差工の改善等



切り欠き部を有する
落差工
(矢田川 (愛知県))

水辺整備

サイクリング等でも利用できる管理用通路や川に近づく親水護岸の整備等



親水施設の整備
(水門川 (岐阜県))



親水施設の整備
(大岡川 (神奈川県))

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

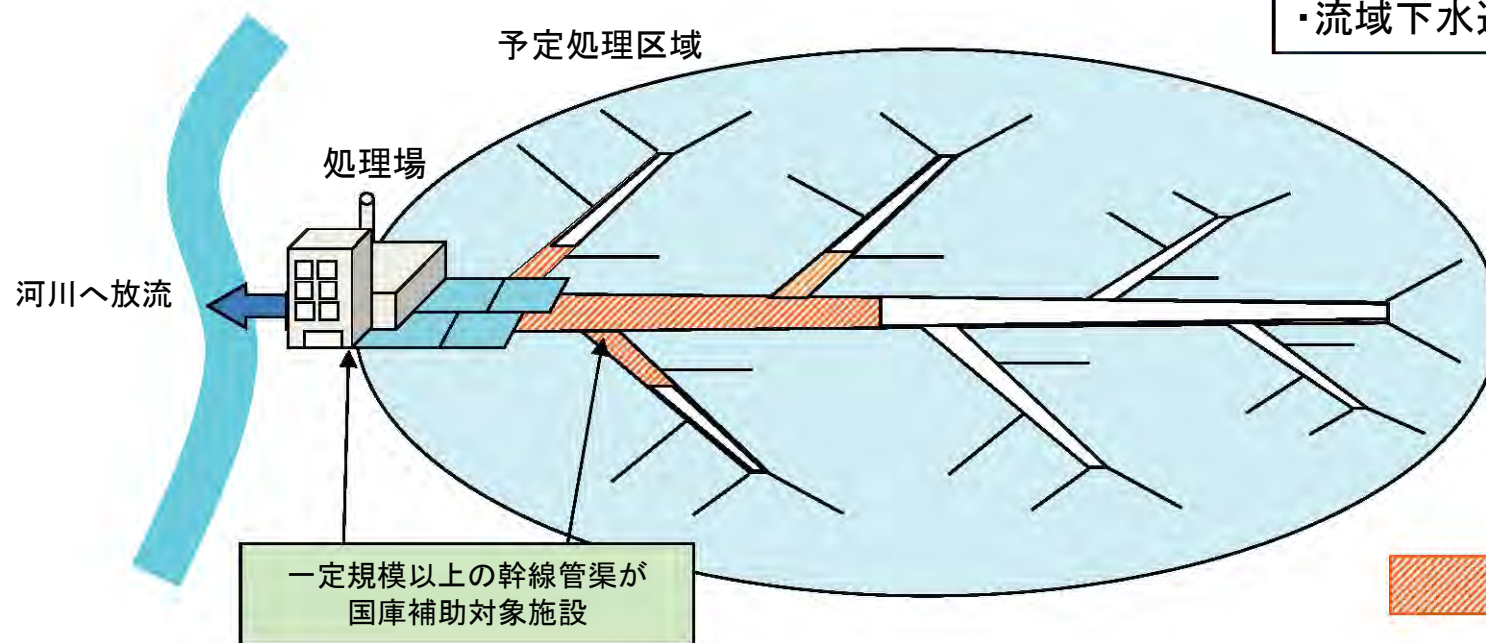
国土交通省治水課

【支援措置名】 社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業） 防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）
【支援措置区分】（２）②認定と連携した重点的な支援措置
【概要】 中心市街地における快適な居住環境を創出し、良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を行う事業を支援する。
【近年の取組状況】 該当なし
【備考】

通常の下水道事業

- 公共下水道の補助対象は、下水道法施行令において「主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用」と規定
- 主要な管渠の範囲は、市町村の規模ごとに、雨水に係る管渠の場合、その口径と受け持つ下水排除面積の大きさ、汚水に係る管渠の場合、その口径と下水排除量の大きさに基づいて設定（告示により具体的な範囲を決定。）。
- 告示の「別表」においては、合流式、分流汚水、分流雨水ごとに、市町村の規模に応じて、主要な管渠の範囲を設定（都市の規模が小さくなるほど補助対象範囲が広くなるように設定。）。

補助対象範囲のイメージ



補助率(下水道法施行令24条の2)

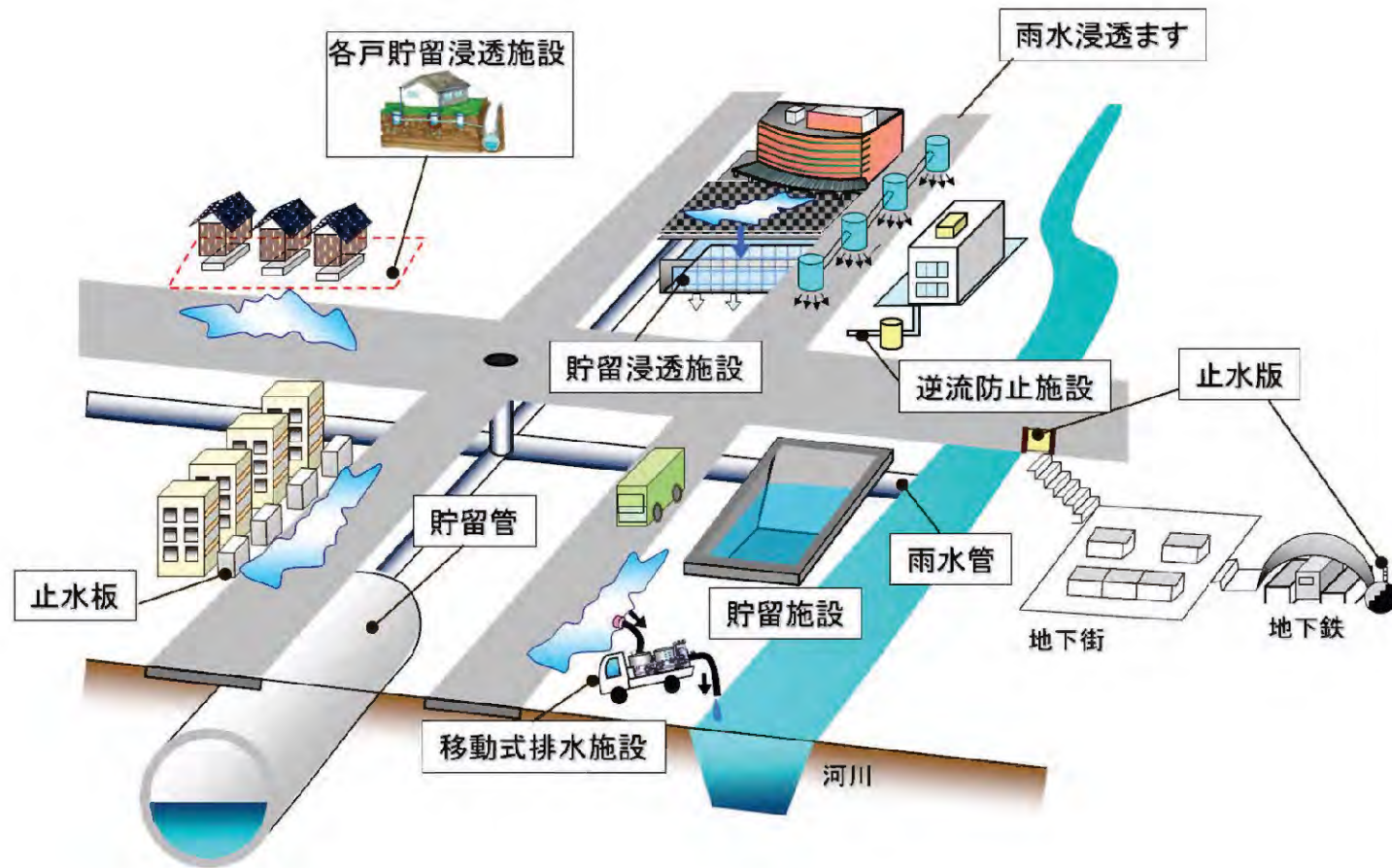
- ・公共下水道: 管渠 $1/2$ 、処理場 $1/2$ 又は $5.5/10$
- ・流域下水道: 管渠 $1/2$ 、処理場 $1/2$ 又は $2/3$

下水道浸水被害軽減総合事業(1)

- 浸水被害の最小化を図るため、貯留浸透施設等のハード対策に加え、関係住民等による自助の取組及び効率的に自助の取組を導くためのソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進するための事業制度(令和元年に効率的雨水管理支援事業と統合)

交付対象事業(浸水被害軽減型)

- ① 一定規模以上の下水排除面積を有する貯留浸透・排水施設(ただし、特定都市河川流域については下水排除面積によらない)
- ② 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ③ 移動式排水施設
- ④ 樋門等操作の自動化・無動力化・遠隔化
- ⑤ ポンプ施設の耐水化
- ⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑦ 雨水の流出抑制を図るために改造する浄化槽、雨水貯留浸透施設及び附帯の配管
- ⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設



下水道浸水被害軽減総合事業(浸水被害軽減型)のイメージ

下水道浸水被害軽減総合事業(2)

交付対象事業(効率的雨水管理支援型)

- (1) 下水道浸水被害軽減総合計画(効率的雨水管理支援型)の策定
- (2) 既存施設を最大限活用した下水道整備
 - ① ネットワーク化に必要な施設
 - ② ボトルネック解消に必要な施設
 - ③ 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
 - ④ 局所的な浸水被害に対処するための移動式排水施設
- (3) 個人・事業者等による共助・自助の取組支援
 - ① 地方公共団体が助成する、個人・事業者等が設置する以下の施設
 - (a) 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設
 - (b) 駐車場等の透水性舗装、貯留浸透ます、貯留槽及び附帯の配管(浄化槽の改造を含む)等の雨水流出抑制に効果のある施設



下水道浸水被害軽減総合事業(効率的雨水管理支援型)のイメージ

留意事項

- (2) 及び (3) の交付対象事業については、下水道浸水被害軽減計画に基づき削減された費用の範囲内に限る

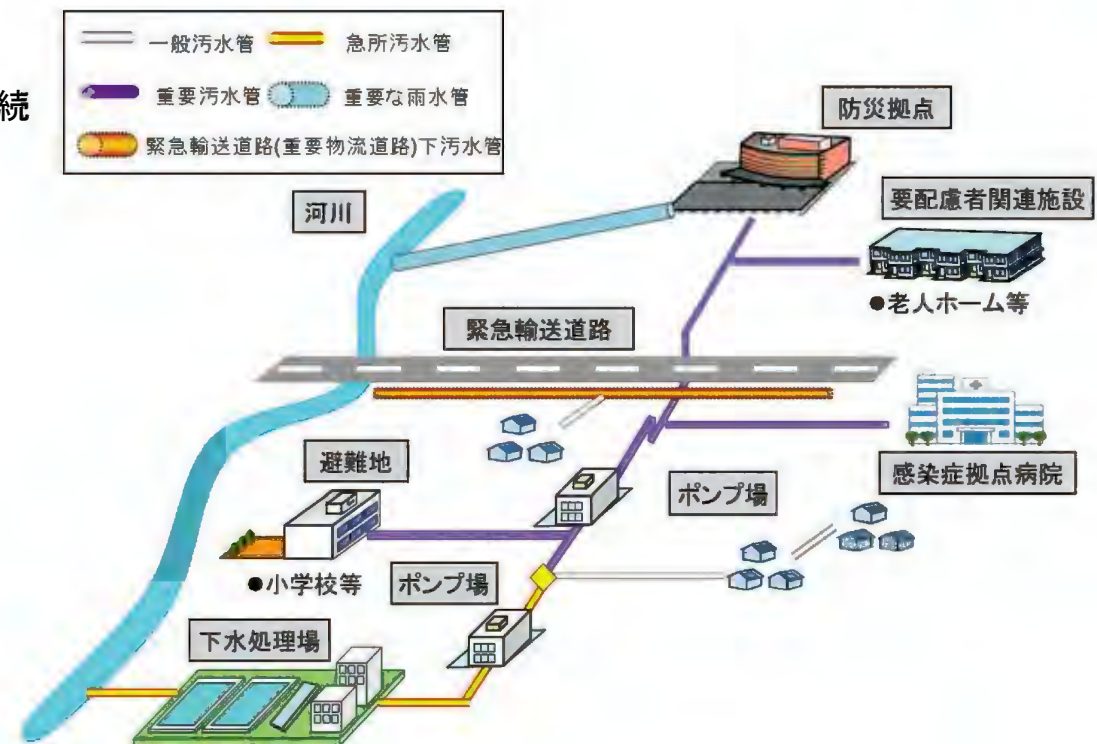
下水道総合地震対策事業

- 重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度

交付対象事業

以下に該当する事業及び施設等。

- ① 下水道システムの「急所」施設や重要施設に接続する管路・ポンプ場の耐震化事業
・「上下水道耐震化計画」に位置付けた、避難所等の重要施設に接続するポンプ施設及び管路
・「上下水道耐震化計画」に位置付けた、下水道システムの「急所」となる施設
- ② 被害による二次被害の影響が特に大きな管路等の耐震化事業
・緊急輸送路及び重要物流道路の下に埋設されている管路
・一定規模以上の貯留・排水施設 等
- ③ 離島・半島など条件不利地域における下水処理場の防災拠点化
・備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー施設、トイレカー、マンホールトイレの整備
- ④ マンホールトイレシステム



備考

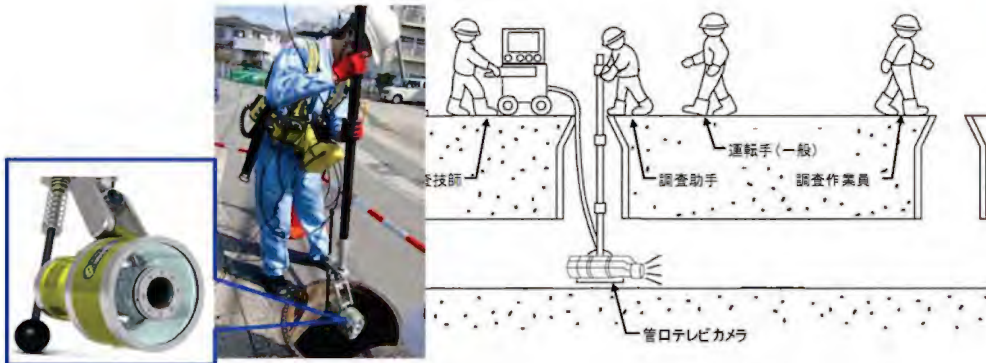
○令和7年度より、地域要件を撤廃

下水道ストックマネジメント支援制度

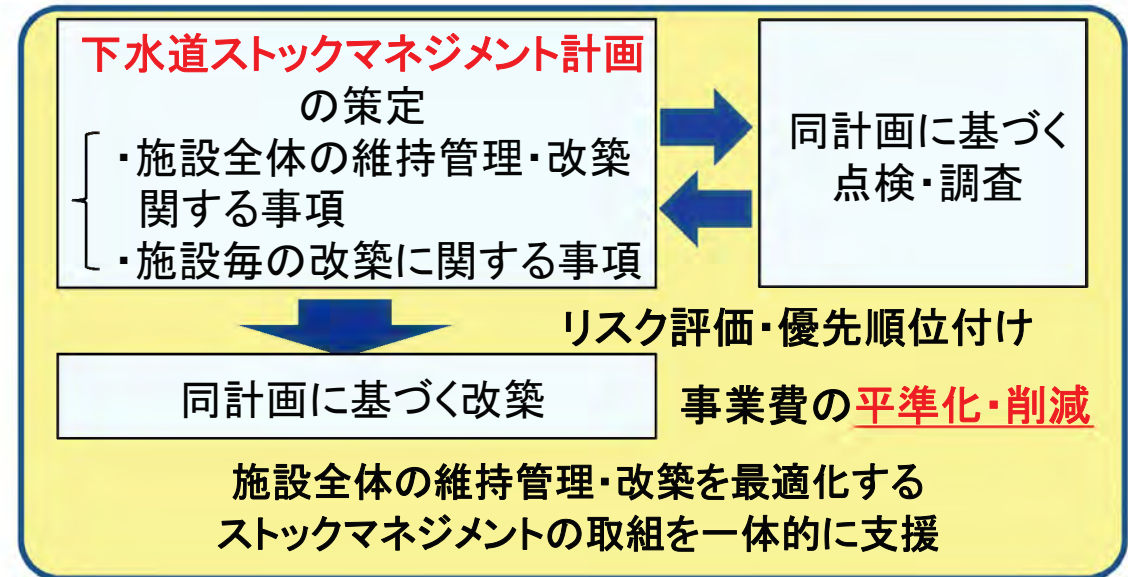
- 下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ることを目的とした事業制度

交付対象事業

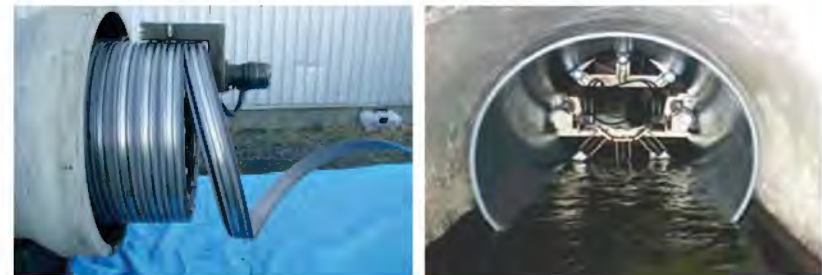
- ① 施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定
- ② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な改築



計画的な点検・調査



下水道ストックマネジメント支援制度のイメージ



計画的な改築・更新(管路の更生工法)

留意事項

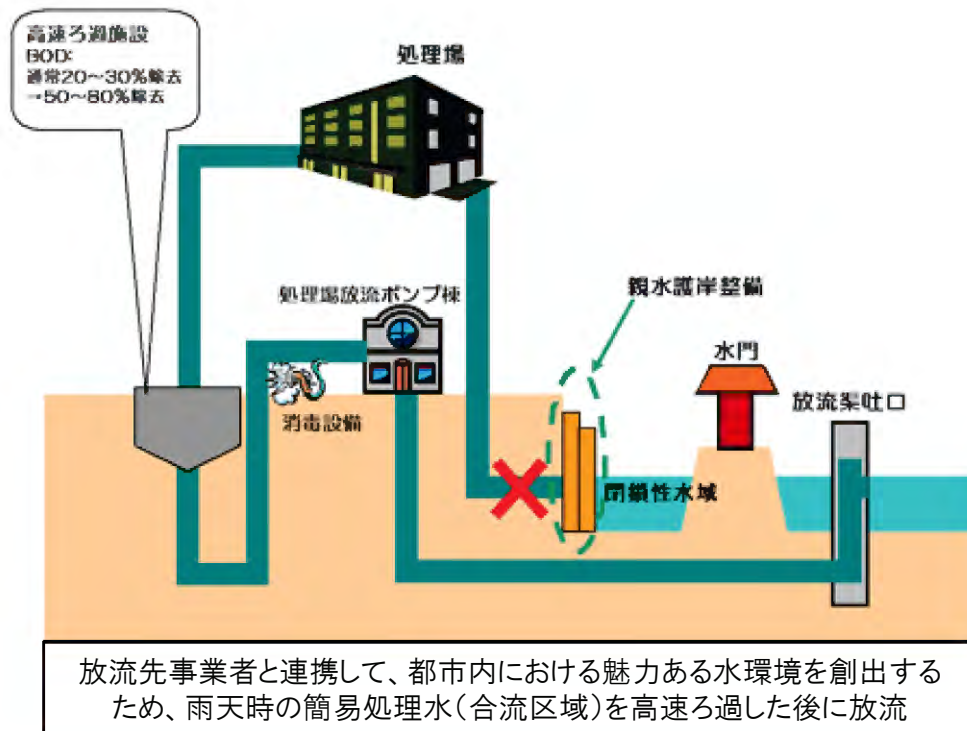
- 平成28年度より、施設の改築に対する支援は基本的に「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定

都市水環境整備下水道事業

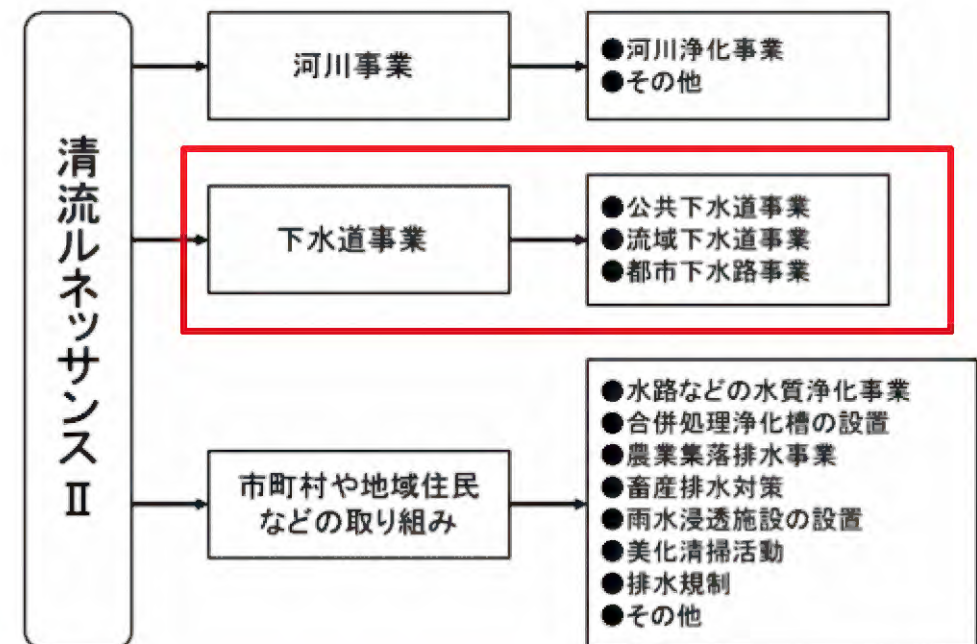
- 都市において、水に関する環境が大きなウェイトを占めている点に着目し、下水道事業と河川事業との連携により、良好な都市水環境の総合的な整備を図るための事業制度

交付対象事業

- ① 新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業
- ② 清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業
- ③ 上記①及び②と一体的に実施される下水道事業



新世代下水道支援事業制度水環境創造事業における例



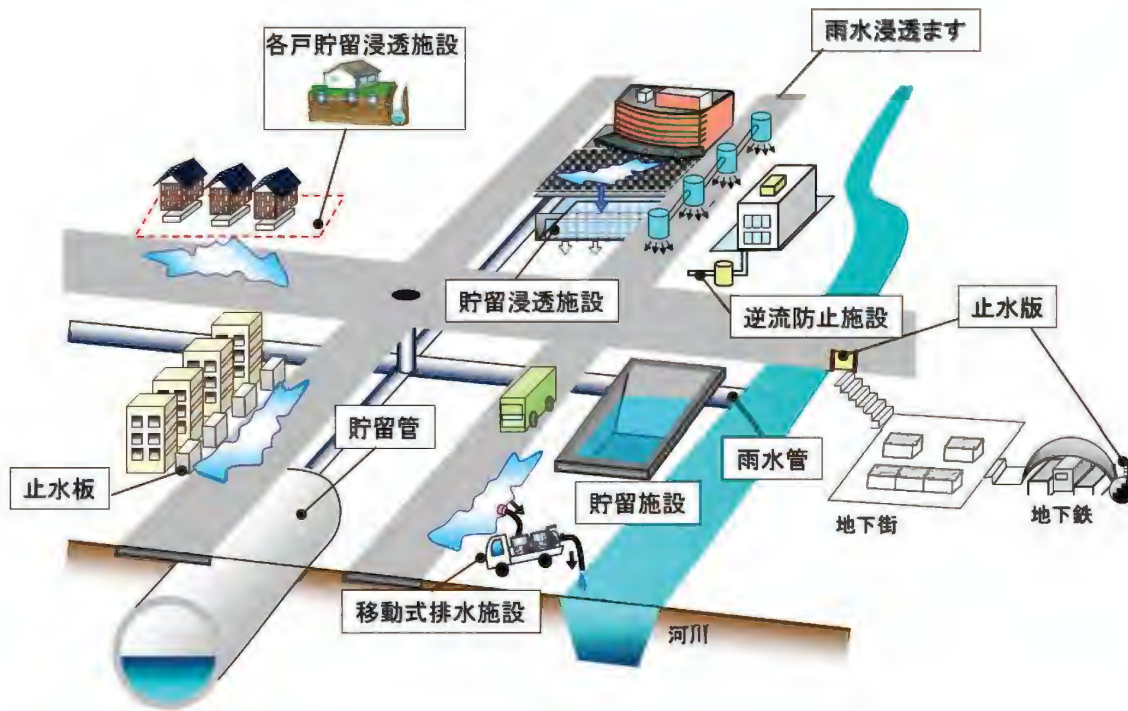
清流ルネッサンスⅡの計画への位置づけ

下水道床上浸水対策事業

- 駅の周辺地区に代表される浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区で、大規模な床上浸水被害が発生した地区等の浸水被害の防止・軽減を図るため、下水道による浸水対策を計画的・集中的に実施する個別補助制度

補助対象範囲

- 社会資本整備総合交付金の「下水道浸水被害軽減総合事業」の基幹事業と同様（雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など）



下水道床上浸水対策事業の対策イメージ

採択要件等

- 駅周辺地区に代表される都市機能が集積する地区で、過去概ね10年間で床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区
 - ・過去概ね10年間に、延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が延べ200戸以上発生した地区
 - ・内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区
- 事業期間が概ね5年以内

事業間連携下水道事業

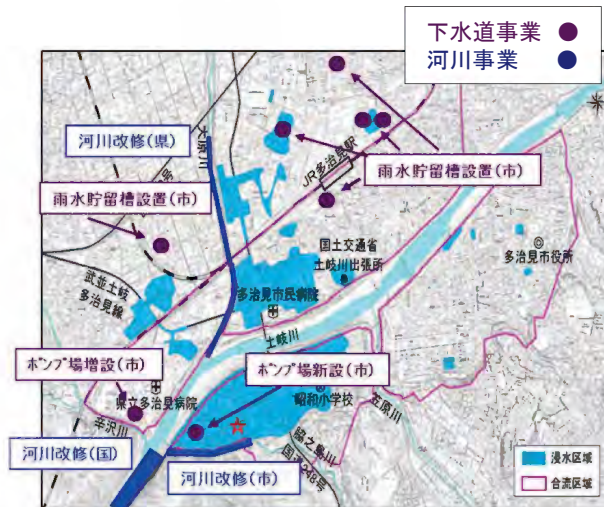
- 内水浸水の実績がある地区、内水浸水による重要施設の被害が想定される地区の浸水被害の防止・軽減を図るため、河川事業と一体的に行う下水道による浸水対策を計画的・集中的に実施する個別補助制度

補助対象範囲

- 社会資本整備総合交付金の「下水道浸水被害軽減総合事業」の基幹事業と同様（雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など）

(概要)

- ・浸水対策として雨水貯留施設やポンプ場等の整備を実施するとともに、受け皿となる河川の改修を実施。ハザードマップ作成等のソフト対策も実施



事業間連携下水道事業の対策イメージ(庄内川水系土岐川での連携事例)

採択要件等

- 河川事業と連携しながら浸水対策を行うもので、以下のいずれかを含む地区を対象
 - ・過去概ね10年間に、延べ浸水被害戸数が25戸以上発生した地区
 - ・要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設が浸水する恐れがある地区
- 事業期間が概ね5年以内

留意事項

- 連携する事業主体との協議は、連携する事業主体のうち合計の事業規模が最も大きな事業主体が発議して行うことを基本
- 100mm/h安心プラン登録地域では、100mm/h安心プランを事業間連携計画の代わりとすることが可能

大規模雨水処理施設整備事業

- 計画的な施設整備や適切な機能確保を図るため、雨水処理を担う大規模な下水道施設の設置又は改築事業を計画的・集中的に支援する個別補助制度

補助対象範囲

- 雨水処理を担う下水道施設であって、社会資本整備総合交付金の基幹事業のうち、「通常の下水道事業」「下水道浸水被害軽減総合事業」「都市水害対策共同事業」「下水道総合地震対策事業」のいずれかに該当するもの
(雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など)



雨水ポンプ場の整備



雨水貯留管の整備

大規模雨水処理施設整備事業の対策イメージ

採択要件等

- 雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築事業であり、以下の要件を満たすもの
 - ・事業期間が概ね10年以内
 - ・総事業費が5億円以上

留意事項

- 下水道床上浸水対策事業又は事業間連携下水道事業の採択要件に合致する場合は、当該制度により実施することが原則(ただし、事業の性質上、下水道床上浸水対策事業又は事業間連携下水道事業により実施することが適当でない事業については、その限りではない)

下水道脱炭素化推進事業

- 温室効果ガス削減効果の高い先進的な創エネルギー、一酸化二窒素(N_2O)削減事業を、集中的・優先的に支援する個別補助制度

補助対象範囲

- 下水汚泥を有効利用した創エネルギー施設の整備事業、または、下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素(N_2O)の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設への改築事業

採択要件等

- 上記の事業であって、以下の要件を満たすもの
 - ・事業期間が概ね5年以内
 - ・総事業費が5億円以上

<参考>

地球温暖化対策計画(2021年10月22日閣議決定)
下水道分野の温室効果ガス排出量削減目標

2030年度:208万t- CO_2 (2013年度比)

汚泥消化・バイオガス発電



バイオガス



固形燃料化

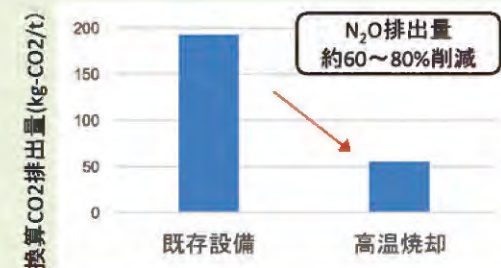


創エネ事業

汚泥焼却の高度化



一酸化二窒素対策



下水汚泥肥料化推進事業

- 自治体が下水汚泥資源を肥料化するための施設整備(コンポスト化施設やリン回収施設等)に対して集中的に支援するための個別補助制度

補助対象範囲

- (1) 地方公共団体が事業計画に基づき整備する下水汚泥の肥料利用化施設の整備
- (2) (1)と一体的に下水道事業の事業効果を高めるために民間事業者等が整備する施設

※自治体が経費の一部を助成する場合、民間事業者が実施する肥料化の関連設備(ペレット化、成分調整等)について間接補助。



コンポスト化施設（佐賀市）



リン回収施設



肥料ペレット

下水汚泥肥料利用化施設のイメージ

補助対象事業者

- 下水道事業を実施する地方公共団体

下水道基幹施設耐震化事業

- 機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急所となる基幹施設の耐震化を推進するため、集中的・計画的に支援するための事業制度

補助対象事業

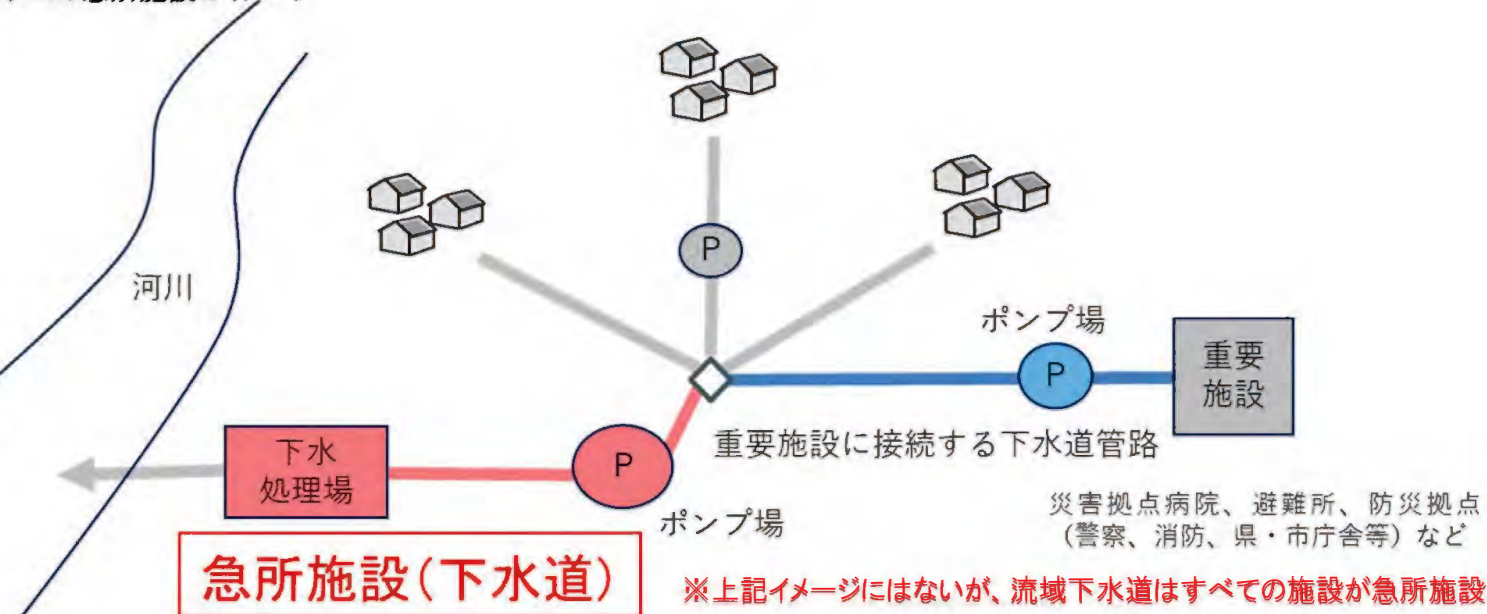
- 地方公共団体が実施する、「上下水道耐震化計画」に位置付けた下水道システムの急所施設の耐震化事業
- ※「下水道システムの急所施設」とは、終末処理場（揚水・沈殿・消毒の確保に必要な施設）、終末処理場直前の合流地点以降のポンプ施設及び管路、流域下水道のポンプ施設及び管路をいう。

採択要件等

- (ア)事業完了までに要する期間が概ね5年以内であること
- (イ)全体事業費が5億円以上であること

※事業評価、費用便益費の算出は不要

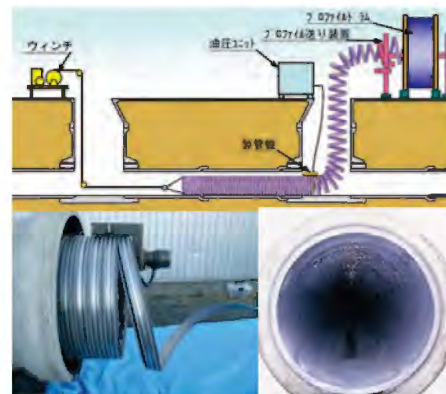
下水道システムの急所施設のイメージ



下水道基幹施設耐震化事業の対策イメージ



RC断面増厚工法による躯体の補強



管更生工法

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域における住宅宅地事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等の整備を行う事業について支援

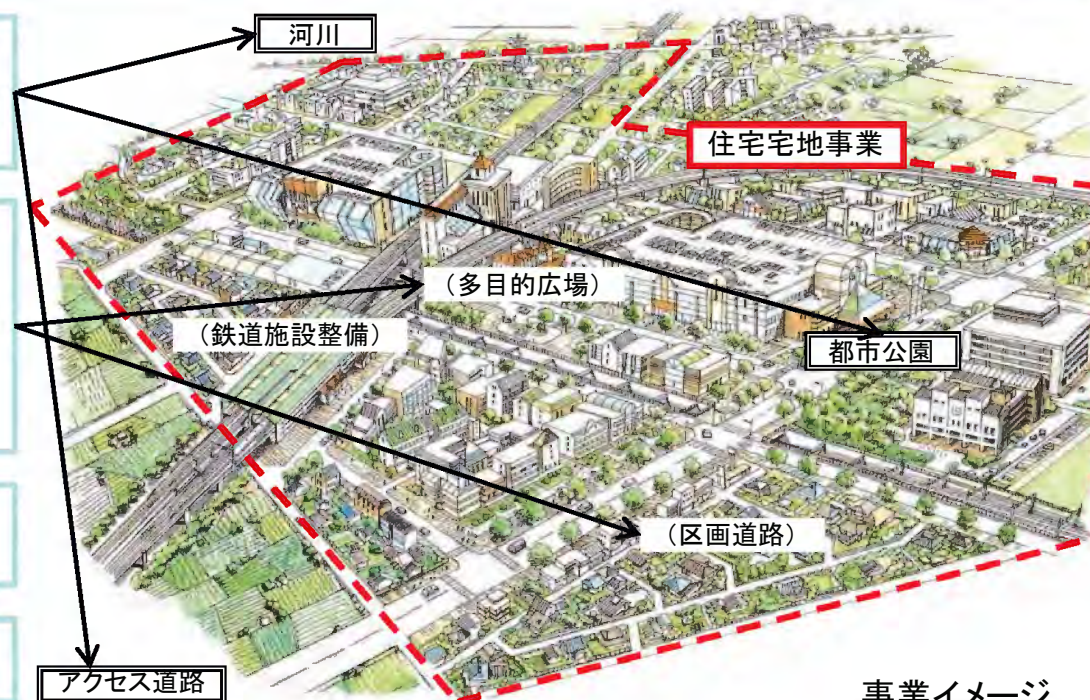
	土地有効活用タイプ	居住環境整備タイプ	団地再生タイプ
地域要件	重点供給地域 都市再生緊急整備地域等	全国のDID地区等における低層住宅密集市街地、市街化区域内農地等の介在地域 等	計画的に開発された住宅団地において良好な居住環境の形成を図る旨が計画等に位置付けられた地域
団地要件	公的住宅を含め概ね100戸 又は5ha以上	住環境要整備要件を満たし、概ね5年間に100戸又は5ha以上、当面50戸又は2.5ha以上	100戸以上の住宅に効果のある住宅ストック改善事業
対象施設	公共施設整備、居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備 公共施設用地取得		公共施設整備 居住環境基盤施設整備

① 公共施設整備〔通常の国庫補助事業と同じ補助率〕
道路、都市公園、下水道、河川、砂防施設等

② 居住環境基盤施設整備〔4/10〕
※限度額国費160万円／戸（原則）
道路、下水道、多目的広場、公開空地、
防災関連施設 電線類の地下埋設等

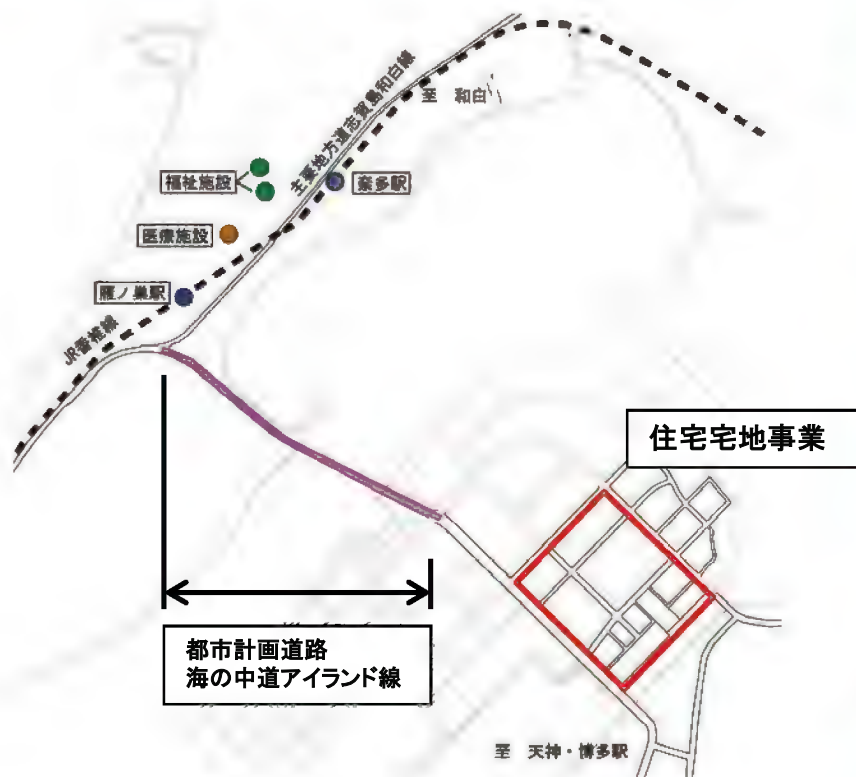
③ 鉄道施設整備〔1/2、1/3（間接補助）〕

④ 公共施設用地取得〔1/2〕



住宅市街地盤整備事業事例(土地有効活用タイプ)

団地名	アイランドシティ地区(福岡県福岡市)
事業手法	公有水面埋立事業、民間住宅建設事業
団地面積	54.5ha(供給戸数 2,800戸)
団地概要	都市再生緊急整備地域において、公有水面埋立事業による未利用地に計画的な公共施設整備及び住宅供給を行うことで、良好な住環境の形成を図る
施設概要	公共施設整備 (都市計画道路海の中道アイランド線の整備 L=2,300m W=27~31m)
事業期間	平成21年度~平成25年度



住宅市街地盤整備事業事例(居住環境整備タイプ)

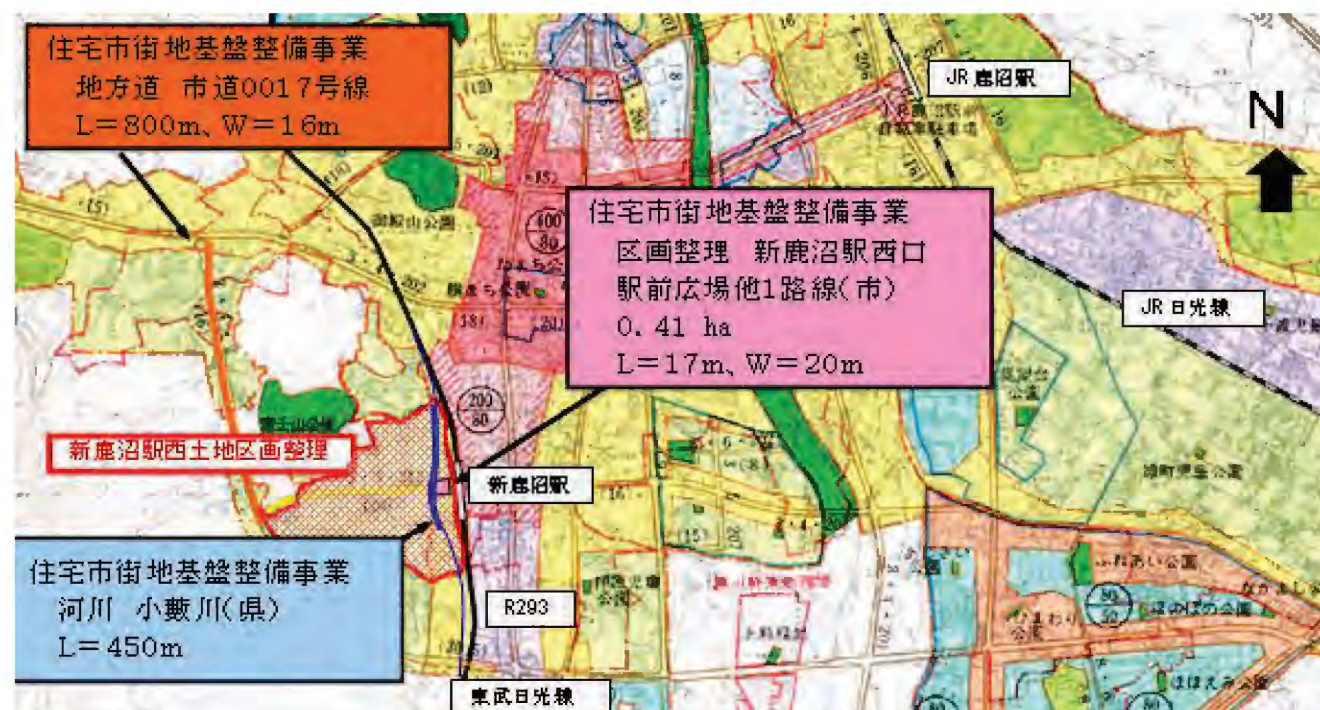
団地名	新鹿沼駅西地区(栃木県鹿沼市)
事業手法	宅地開発(土地区画整理事業)
団地面積	28.9ha(供給戸数 500戸)
団地概要	東武日光線新鹿沼駅の西口駅前で行われる土地区画整理事業による宅地供給にあわせ、駅前広場の整備、一級河川小薮川の改修及び市道0017号線の整備を行う。
施設概要	公共施設整備 (駅前広場 A=0.41ha、市道0017号線 L=800m W=16m、一級河川小薮川 L=450m)
事業期間	平成19年度～平成24年度



地方道 市道0017号線(整備後)



一級河川 小薮川(整備後)



住宅市街地盤整備事業事例(団地再生タイプ)

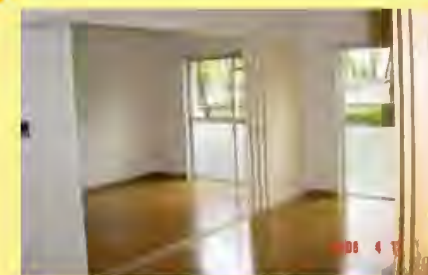
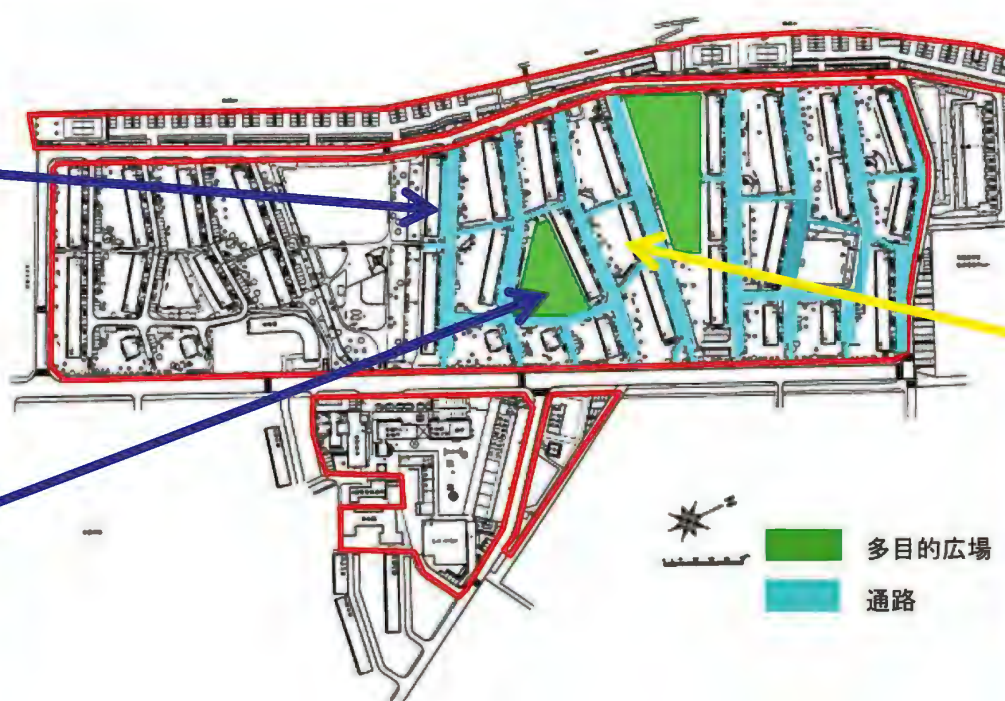
団地名	新座地区(埼玉県新座市)
事業手法	高齢者向け優良賃貸住宅事業
改善戸数	247戸
団地概要	昭和45年に建設された既存賃貸住宅において、一部住戸を高齢者向け優良賃貸住宅に改修し、高齢者の居住の安定の確保を図る。住宅の改修に併せて、多目的広場、通路の団地屋外環境のバリアフリー化等の整備を行うことにより、団地住民及び周辺住民が、安全・安心に暮らせる良好な居住環境を形成する。
施設概要	居住環境施設整備 通路・多目的広場
事業期間	平成21年度～平成22年度



通路(整備後)



多目的広場(整備後)



ストック改善例

密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

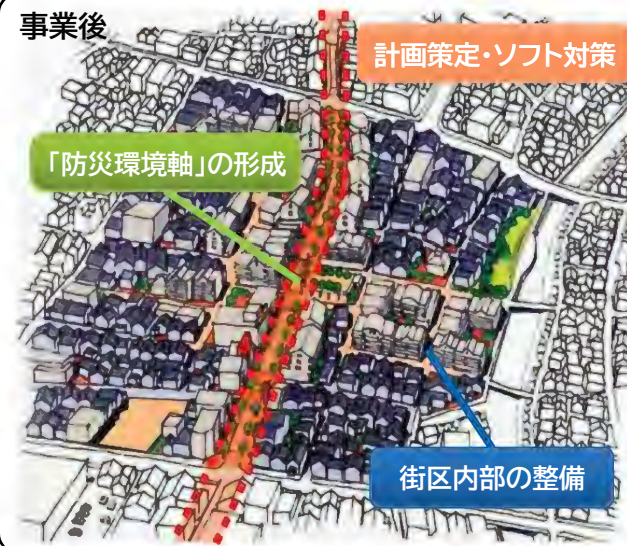
ソフト対策
計画策定・

事業前



防災上課題のある
密集市街地の整備改善

事業後



計画策定・ソフト対策

「防災環境軸」の形成

街区内部の整備

街区内部の整備

「防災環境軸」の形成

調査・計画策定
事業化コーディネート・協議会活動・地域防災力の向上に資するソフト対策支援等
整備計画策定等事業
(交付率：1/2、1/3等)

街区レベルの延焼防止／一次避難路の確保

共同・協調化建替
個別建替（防災建替え・認定建替え）
除却等、共同施設整備、空地整備等（交付率：1/3）

耐震改修・防火改修等
改修、建替え、除却（交付率：11.5%等）

老朽建築物、
空き家等の除却
買収費、除却工事費、通損補償等
(交付率：1/2、1/3、2/5)

地区内の公共施設（道路、公園、広場、コミュニティ施設等）の整備
(交付率：地方公共団体1/2
民間事業者等1/3等)

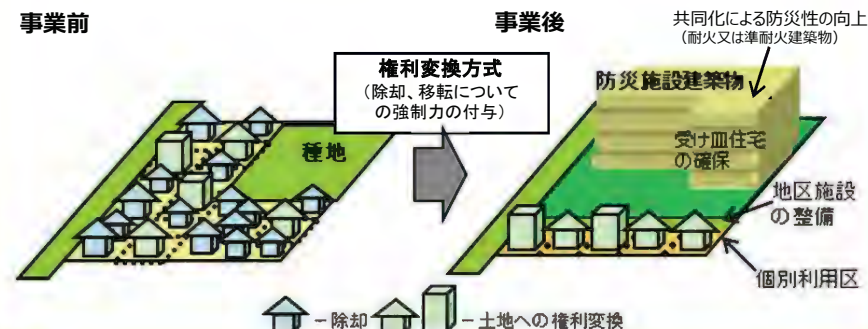
市街地大火の延焼防止／広域避難の確保

沿道建築物の不燃化
延焼遮断帯形成事業
一定の要件を満たす沿道建築物
の外壁・開口部・屋根等の整備等
(交付率：1/3)

従前居住者用受け皿住宅の整備
都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃
貸住宅整備等
(交付率：1/3、1/2、2/3)

防災街区整備事業

調査設計計画（権利変換計画作成を含む）、土地整備、共同施設整備
(交付率：1/3)



【整備地区の要件】

- 重点整備地区を一つ以上含む地区
- 整備地区の面積が概ね5ha以上
(重点供給地域は概ね2ha以上)
- 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- 重点整備地区の面積が概ね1ha以上
(重点供給地域は概ね0.5ha以上)
- 地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上
(重点供給地域は25戸以上)
- 住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

事業に関連する公共施設（道路・都市公園・河川等）の整備 関連公共施設整備（交付率：通常事業に準ずる）

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

拠点開発型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点の開発を行う区域を含む

街なか居住再生型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）



空き家等の活用

- ・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等



（交付率：1/3）

良質な住宅の供給

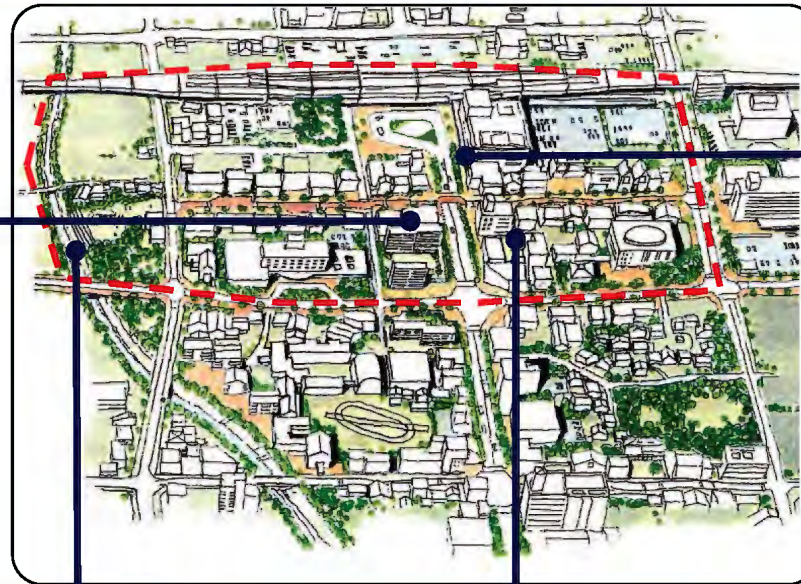
拠点開発地区における
良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、
共同施設整備

（交付率：1/3）



事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2）

良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地を再生し、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、**住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)**により、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等について支援を行う。

対象住宅団地の要件

- ✓ 5ha以上（面積要件なし）※
- ✓ 入居開始から概ね30年以上経過（20年以上経過）※
- ✓ 高齢化率が著しく高い（高齢化率要件なし）※
- ✓ 住宅戸数100戸以上
- ✓ 公共用地率が概ね15%以上
- ✓ 都市機能誘導区域又は居住誘導区域内等

ソフト事業に対する支援

整備計画策定、協議会活動等

地方公共団体・公的主体・民間事業者等で構成される協議会の計画策定や活動を支援

国費率1/3（1/2）※



（かっこ）※は、改正地域再生法に基づく地域住宅団地再生事業を実施する区域に限る

ハード事業に対する支援

高齢者支援施設・子育て支援施設・コワーキングスペース等の整備

共同住宅等の既存ストックの改修による高齢者支援施設、子育て支援施設、コワーキングスペース、生活サービス拠点となる施設や住替支援施設（生活支援施設）の整備を支援〔国費率1/3〕



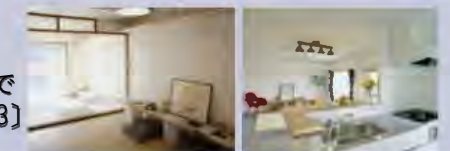
地区公共施設等の整備

公共空間のバリアフリー化や既存公共施設・コミュニティ施設等の改修による整備、公園・緑地・広場等の整備を支援〔国費率1/3〕



循環利用住宅の整備

既存住宅のインスペクションや一定の要件で性能向上リフォーム工事を支援〔国費率1/3〕



地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための事業制度

【交付対象事業】

○ 基幹事業：地域住宅計画に基づく事業

公営住宅整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、都心共同住宅供給事業、住宅市街地基盤整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業、地域住宅政策推進事業（地域住宅特措法に基づく提案事業）

○ 関連社会資本整備事業：基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業、公的賃貸住宅の整備事業

○ 効果促進事業：基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

【交付金の額】 交付金算定対象事業費の原則50%を助成



社会資本整備総合交付金

地域における住宅政策の推進を総合的に支援

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ① 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却

(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

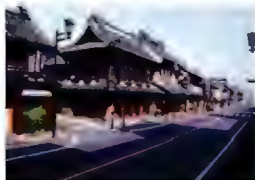
住宅等の修景

(外観の修景の整備)

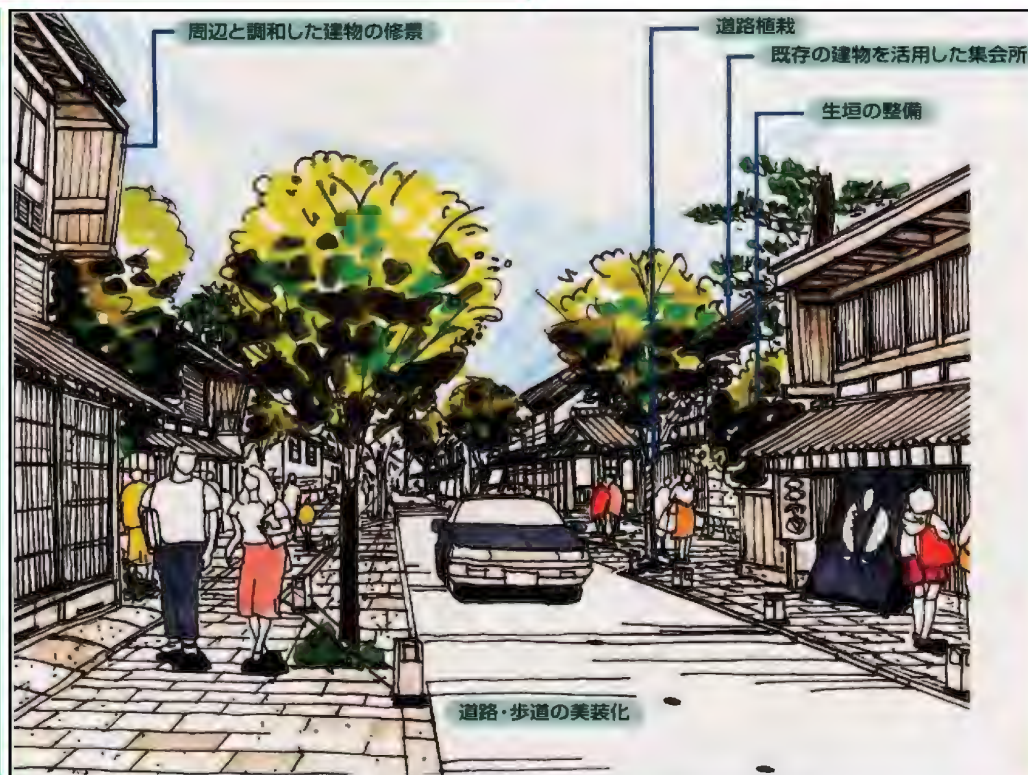


景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



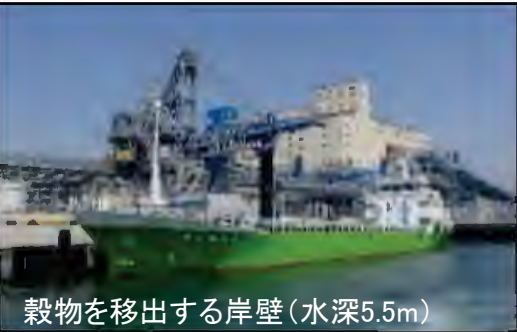
(交付率:1/2、1/3)



社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金(港湾事業)の概要

[社会資本整備総合交付金]
成長力強化や地域活性化等につながる事業を支援する。

○ 海上物流の効率化等を図るために行う港湾施設の整備

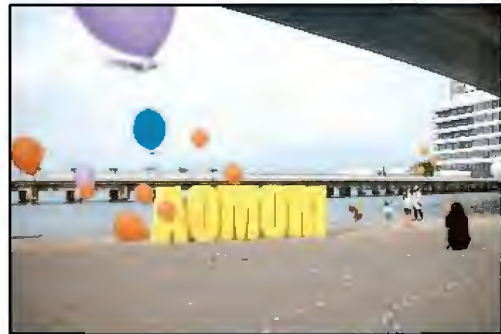


穀物を移出する岸壁(水深5.5m)
水島港
(岸壁の整備)

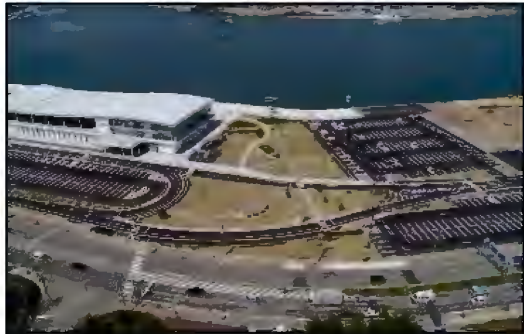


徳島小松島港
(臨港道路の整備)

○ 「みなとオアシス」の拠点機能強化やクルーズ船の受け入れのための港湾施設の整備



青森港
(海浜の整備)



金沢港
(緑地・臨港道路の整備)

[防災・安全交付金]
地域住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策の取組や、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組を集中的に支援する。

○ 南海トラフ地震、首都直下型地震等の大規模地震対策として実施する耐震強化岸壁・臨港 道路等の整備



くれ
久礼港
(岸壁の改良)



新居浜港
(橋梁の改良)

○ 津波対策として実施する津波防波堤及び津波避難施設の整備



ゆあさひろ
湯浅広港
(防波堤の改良)



宮崎港
(津波避難施設の整備)

優良建築物等整備事業の概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。

補助対象

型	タイプ	概要	新築・改修
優良再開 発型	共同化タイプ	住宅等の地権者が敷地の共同化を行い建築物を整備する事業(任意の再開発)	新築
	市街地環境形成タイプ	地区計画・建築協定の区域内で協調的な建築物を整備する事業等	新築
	マンション建替タイプ	区分所有者による老朽化したマンションの建替を行う事業	新築
市街地住宅供給型	中心市街地共同住宅供給タイプ	中心市街地における優良な共同住宅の供給を行う事業	新築
既存ストック再生型	—	既存建築物ストックのバリアフリー性能、省エネ性能等の向上のための改修を行う事業	改修
都市再構築型	人口密度維持タイプ	まちの拠点となるエリアに医療等の施設を整備する事業	新築・改修
	高齢社会対応タイプ	駅等に近接した高齢者が交流する施設を整備する事業	新築・改修
複数棟改修型	—	一定のエリア内で市街地環境の形成に寄与する改修と併せて行われる複数の建築物ストックの改修を行う事業	改修

補助要件

■事業要件

- ・ 地区面積が概ね1,000㎡以上
 - ※1・市街地総合再生計画等に係るものは概ね500㎡以上
 - ・一定の要件を満たす場合、複数地区の面積合計が概ね1,000㎡以上
 - ・既存ストック再生型及び都市再構築型の場合は概ね300㎡以上 等
- ・ 一定以上の空地確保、一定の接道要件の確保 等

■補助対象費用

- ①調査設計計画
 - ②土地整備(除去費等)
 - ③共同施設整備(共用通行部分、空地等の整備)
- ※2 都市再構築型の場合、上記に加え、一定の用地取得費及び誘導施設にかかる専有部整備費も補助対象となる。

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

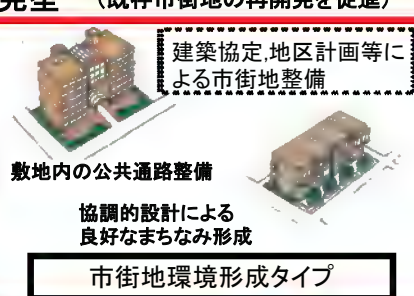
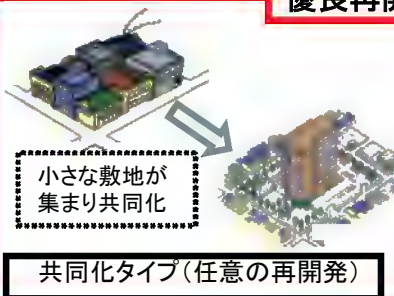
対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、都市開発区域、地方拠点都市地域、中心市街地活性化基本計画区域、都市機能誘導区域内の中心拠点区域又は生活拠点区域 等

補助率

国:1/3、地方:1/3、民間事業者等:1/3 等
 [長期優良住宅の整備を含む場合は、
 国:2/5、地方:2/5、民間事業者等:1/5]

優良再開発型 (既存市街地の再開発を促進)



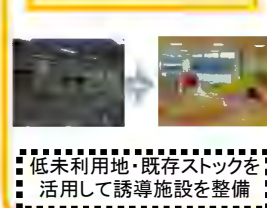
市街地住宅供給型 (住宅の供給を促進)



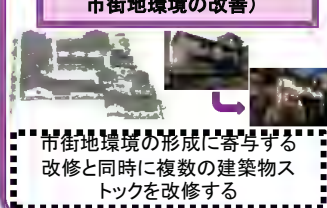
既存ストック再生型 (既存ストックを、現在の居住ニーズ等にあったストックに改修)



都市再構築型 (都市機能の誘導)



複数棟改修型 (一定エリア内における市街地環境の改善)



「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開 (令和8年度予算概算要求案)

令和8年度予算概算要求額	
・地域公共交通確保維持改善事業等	269億円(209億円1.29倍)
・社会資本整備総合交付金(地域交通関係)	5,862億円の内数(4,874億円の内数)
・訪日外国人旅行者受入環境整備	9億円の内数(7億円の内数)

- 運転者等の担い手不足等に起因して、減便・廃線等が相次ぐ中、地域の実情に応じた形で移動手段を確保し、持続可能性を担保していくことは喫緊の課題。
- 判明した全国約2,500の「交通空白」について、「取組方針2025」に基づき集中対策期間(R7～9)での解消を図るため、地域の実情に応じてデマンド交通や公共ライドシェア等の移動手段の導入に加え、新たな制度的枠組みの構築と併せて、複数の自治体や交通事業者等の共同化・協業化等の地域における体制強化を強力に推進し、地域交通の「リ・デザイン」を全国に展開することで、持続可能な地域交通の実現を図る。

共同化・協業化等の自治体・事業者の体制強化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

- 交通サービス提供に当たって複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化を後押し
(運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、団体の立ち上げ、車両・システム・運行費等への支援)



複数事業者による
共同化

- 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
(地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)

- 事業者・他分野連携によるMaaS等の高度サービス実装支援

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

- 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要な地域公共交通計画の策定・変更 への支援
- 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援

■ 財政投融資(共同化・協業化、DX・GX投資への出融資)

※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

- 都道府県の先導、多様な主体の連携・協働によるものも含め、デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保を総合的に後押し
(調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援)
- 『「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト推進
(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)
- 交通分野における人材確保支援
(2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援)



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備(観光庁予算)

- 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

■ 地域交通DXによる生産性等の向上

(システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)

■ EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

■ ローカル鉄道再構築

(再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援)

■ 地域公共交通再構築(社会資本整備総合交付金)

(地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



ハイブリッド気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

地域公共交通の維持・確保等

■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

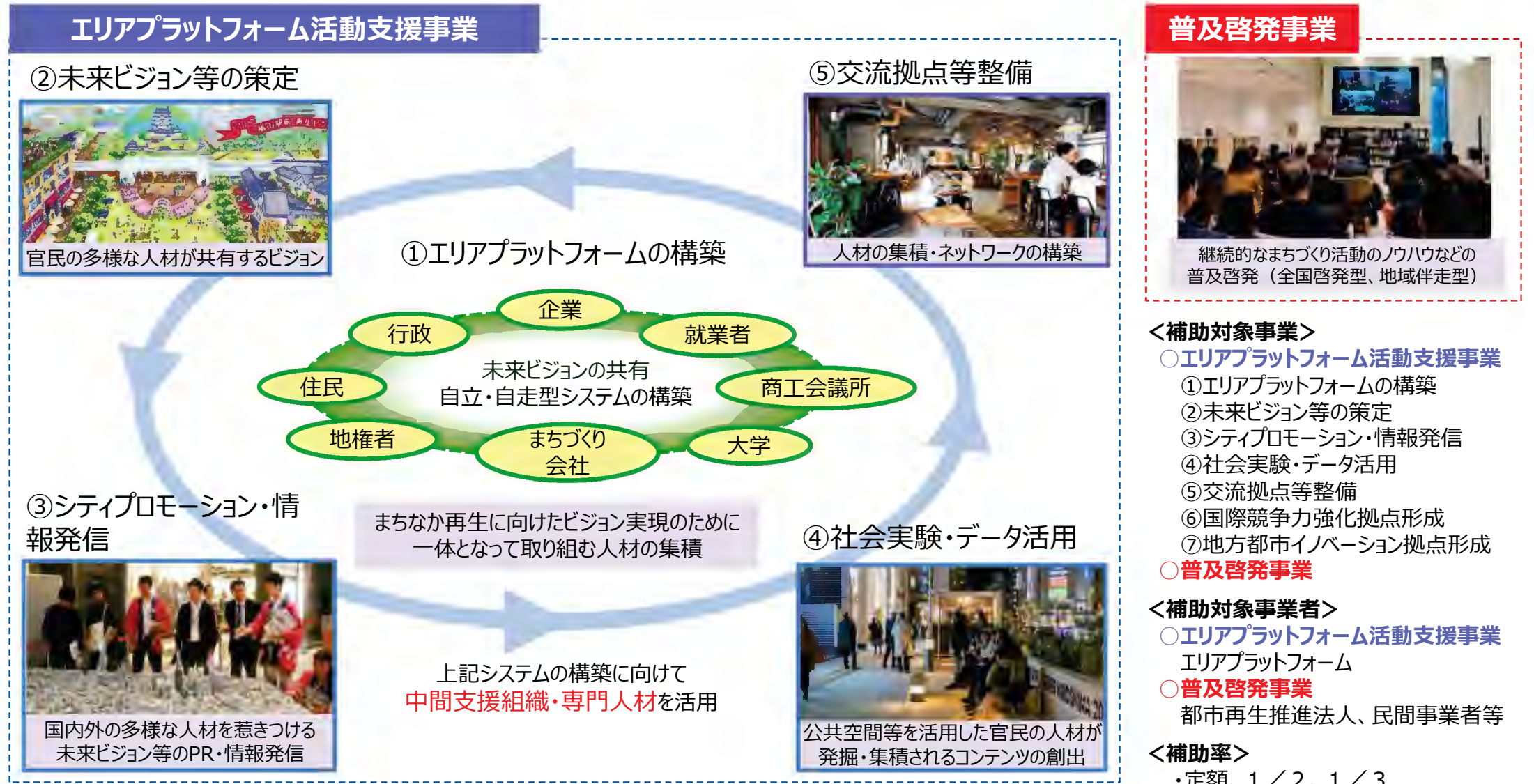
- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

- 地域鉄道における安全対策
- 安全に問題があるバス停の移設等

官民連携まちなか再生推進事業

○ 官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援



都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率 : 40% (歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連、産業関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ)

※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：45%

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象。

※地域生活拠点内、産業促進区域内では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域

- (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
- (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。
都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載）
- (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

※2 直前の国勢調査に基づく(今後、直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む)

一なお、令和9年度以降に国に提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

一 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

○地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域

- (1) 歴史的風致維持向上計画
- (2) 観光圏整備実施計画
- (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】

○地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村※の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）

- (1) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針 において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- (2) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針 と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。

※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

【要件④：産業・物流機能の強化】

○産業促進区域（市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域（市街化区域等外を含む）であり、以下のいずれかの区域【（１）、（２）ともに、複数の要件を満たす必要】

- (1) 半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関連する区域。
(国策的プロジェクトは内閣府が選定)
- (2) 以下のいずれかに該当する企業が立地する区域（団地面積が概ね10ha以上等の要件有り）

【令和10年度末までに国に提出される都市再生整備計画に限る】

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業
- 「経済安全保障推進法施行令に基づく特定重要物資」を取扱う企業
- 「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業」の承認要件を満たす企業

都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）

○災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率 : 40% (歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ)

※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：45%

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画
(都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業等

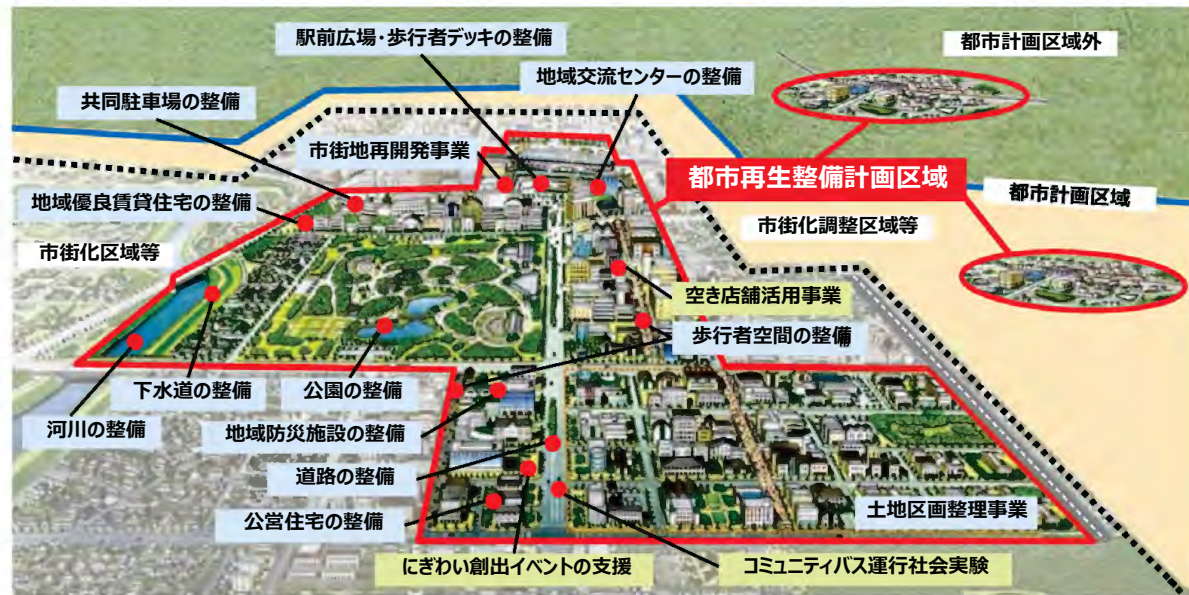
【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※施行地区要件②③では、一部の基幹事業を除く。



施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)

- ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域
- ・災害リスクの高い地域を含まない区域
- ・以下のいずれかの区域

- (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
- (2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

一なお、令和9年度以降に国に提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

一 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化調整区域・非線引き白地地域における防災拠点の形成】

○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）

- ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※2
- ・人口減少率が原則20%未満の市町村
- ・市町村マスタープランに地域の拠点として位置付けられた区域
- ・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例を制定している場合、当該条例に係る区域を図面、住所等で客観的に明示し、かつ、当該事項と齟齬のない区域
- ・災害リスクの高い地域を含まない区域

【要件③：都市計画区域外における防災拠点の形成】

○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）

- ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域
- ・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域
- ・災害リスクの高い地域を含まない区域

※2 令和7年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。

都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再整備等による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

・交付対象：地方公共団体（組合等施行の場合は間接交付） ・国費率 1/3 または 1/2

事業の概要

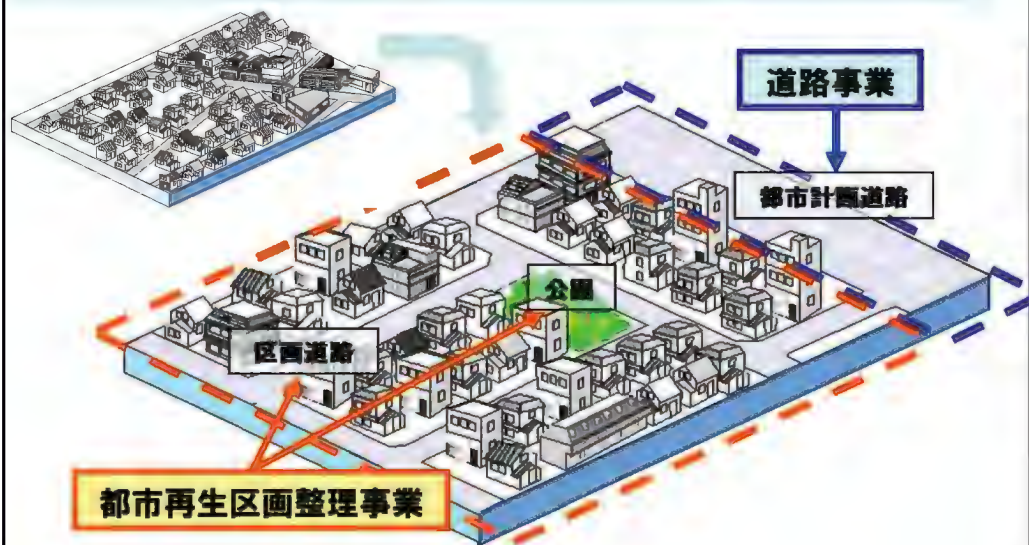
都市再生区画整理事業

- (調査) 都市再生事業計画案作成事業（国費率：1/3または1/2）
- (事業) 都市再生土地区画整理事業（国費率：1/3または1/2）
（都市基盤整備タイプ・大街区化タイプ・空間再編賑わい創出タイプ・地域生活拠点形成タイプ）
- 被災市街地復興土地区画整理事業（国費率1/2）
- 緊急防災空地整備事業（国費率1/2）

○交付対象費用（都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業）

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、エリアマネジメント活動拠点施設整備費 等

都市再生区画整理事業と道路事業の併用地区のイメージ



都市再生土地区画整理事業（都市基盤整備タイプ）

○施行地区要件（以下の全てを満たす地区）

- ・施行面積 × 指定容積率 / 100 ≥ 2.0 ha
- ・直前国勢調査DID又は準DIDに過半が該当する地区（重点地区はDID又は準DID内）
- ・居住誘導区域（「立地適正化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市」の区域を含む。）に過半が該当する地区
- ・市町村マスタープランなどの法に基づく計画等に位置づけ
- ・施行前の公共用地率15%未満（幹線道路等を除く）

【重点地区（国費率：1/2）】上記の要件に加えて下記の括弧書きの要件等を満たす地区

- ・安全市街地形成重点地区（施行地区内の老朽住宅棟数）
- ・拠点的市街地形成重点地区（都市再生緊急整備地域に係る地区）
- ・歴史的風致維持向上重点地区（歴史的風致維持向上計画に基づく事業）
- ・都市機能誘導重点地区（都市機能誘導区域内）

被災市街地復興土地区画整理事業

○施行地区要件（以下の全てを満たす地区）

- ①被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域
- ②被災地の面積が概ね20ha以上
- ③被災戸数が概ね1,000戸以上

緊急防災空地整備事業

○施行地区要件（土地区画整理事業が予定される地区で次の要件のいずれかを満たす地区）

- ①都市計画決定済みで減価補償地区となると見込まれる地区かつ三大都市圏の既成市街地等のDID内の地区
- ②防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区
- ③高規格堤防の整備を一体的に事業を実施する予定の地区
- ④東日本大震災の被災地に係る推進地域又は計画区域に存する地区
- ⑤被災市街地復興推進地域に存する地区

○交付対象となる費用

緊急防災空地（公共施設充当用地）の先行取得に要する費用

○交付限度額

- ①は、予定される減価補償費の80%、②～⑤は、公共用地の増分の用地費の80%

都市構造再編集集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
国費率：1／2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等) ※基幹事業「こどもんなかまちづくり事業」の国費率：1／2

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞
○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・広域連携誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】
住居移転支援、元地の適正管理 等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な立地適正化の方針等を定めた場合に限る。）＞
○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設の整備
－民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2／3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
※大規模災害復興法に規定する特定大規模災害等を受けて復興計画等を作成し、かつ、立地適正化計画を有さない市町村において①復興計画等に都市機能や居住の立地・誘導に関する方針を記載、②一定の期間内に立地適正化計画の作成に着手・完成することが確実であり、当該区域として定めることが確実である区域を含む。
○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」
※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。
○その他、以下の地区においても実施可能
・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
・市街化区域等の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業
ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

市町村が立地適正化計画を作成・公表



市町村が都市再生整備計画を作成・公表



まちなかウォーカブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等

●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1／2

施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



事業のイメージ

● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

○ 地方公共団体が行う都市公園の整備については、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の一つである都市公園事業により支援。

■都市公園事業の要件（概要）

- 面積要件
 - ・2 ha以上の公園であること。
 - ・ただし、三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は1ha以上
- 総事業費要件
 - ・全体事業費が1箇所当たり2.5億円以上の事業（ただし、都道府県事業は5億円以上）であること。
- 都市公園等整備水準要件
 - ・市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i)又は ii)の要件を満たすこと。
 - i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満
 - イ) 都市公園
 - ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
 - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
 - ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i)のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満
 - ・ただし、国家的事業関連公園（国民体育大会や全国都市緑化フェア、オリンピックの会場等）や防災公園等は除く。

- 交付対象
 - ・地方公共団体を実施する以下の事業
 - （1）都市公園の用地の取得
 - （2）公園施設の整備

○国費率

交付対象	国費率	都道府県・市町村の負担
用地	1 / 3 (1 / 2 ※1)	2 / 3 (1 / 2 ※1)
施設	1 / 2 ※2	1 / 2 ※2

※1 () は、沖縄振興特別措置法に基づくもの
※2 事業主体が歴史的風致維持向上支援法人の場合、地方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要する費用の1/2以内で、かつ当該緑地の整備に要する全体事業費の1/3以内

主な個別補助制度①

高規格道路・ICアクセス道路等補助制度

広域ネットワークを形成する等の性質に鑑みた高規格道路の整備及び、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定する「重要物流道路」の整備について計画的かつ集中的に支援

高規格道路、スマートICの整備と併せて行われる、地方公共団体におけるICアクセス道路の整備について計画的かつ集中的に支援

物流の効率化など生産性向上に資する空港・港湾等へのアクセス道路の整備について計画的かつ集中的に支援

都府県境を跨ぐ構造物の整備を伴う道路の整備について計画的かつ集中的に支援



IC 空港・港湾等アクセス道路補助イメージ



都府県境道路整備補助イメージ

道路メンテナンス事業補助制度

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業（橋梁、トンネル等の修繕、更新、撤去等）に対し計画的かつ集中的に支援

〇〇市
橋梁
寿命化修繕計画
個別施設計画

記載内容
計画全体の方針
短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
個別の構造物ごとの事項
諸元、点検結果等

橋梁

〇〇市
トンネル
寿命化修繕計画
個別施設計画

記載内容
計画全体の方針
短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
個別の構造物ごとの事項
諸元、点検結果等

トンネル

〇〇市
道路附属物等
寿命化修繕計画
個別施設計画

記載内容
計画全体の方針
短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
個別の構造物ごとの事項
諸元、点検結果等

道路附属物等

無電柱化推進計画事業補助制度

「無電柱化の推進に関する法律」に基づき国により策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、地方公共団体において定める推進計画に基づく事業を計画的かつ集中的に支援

緊急輸送道路等の防災性の向上

整備前 整備後

電柱倒壊による道路閉塞

参道に張り巡らされる電線

観光地

良好な景観

官公庁

災害拠点病院

学校

電柱が車いすの通行を阻害

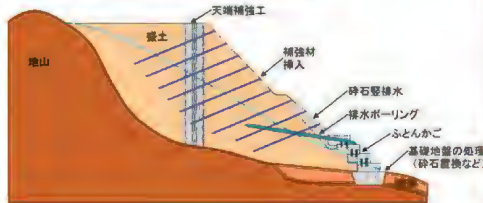
良好な景観の形成

整備前 整備後

主な個別補助制度②

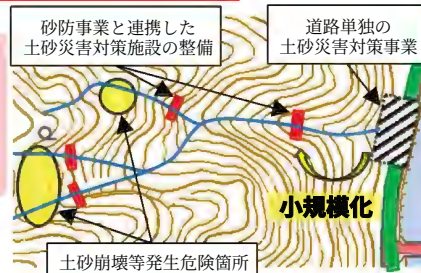
道路盛土のり面防災対策補助制度

令和6年能登半島地震を踏まえた盛土のり面点検に基づく防災対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援



土砂災害対策道路事業補助制度

重要物流道路等において、砂防事業と連携し実施する土砂災害対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援



交通安全対策補助制度

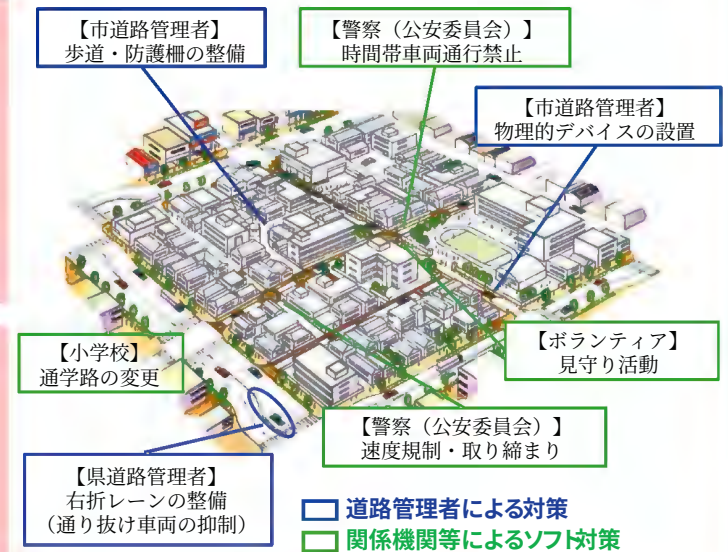
通学路緊急対策

通学路の安全を早急に確保するため、千葉県八街市における交通事故を受けて実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて実施する交通安全対策について計画的かつ集中的に支援

地区内連携

一定の区域において関係行政機関等や関係住民の代表者等との間での合意に基づき実施する交通安全対策を計画的かつ集中的に支援

交通安全対策補助制度 イメージ



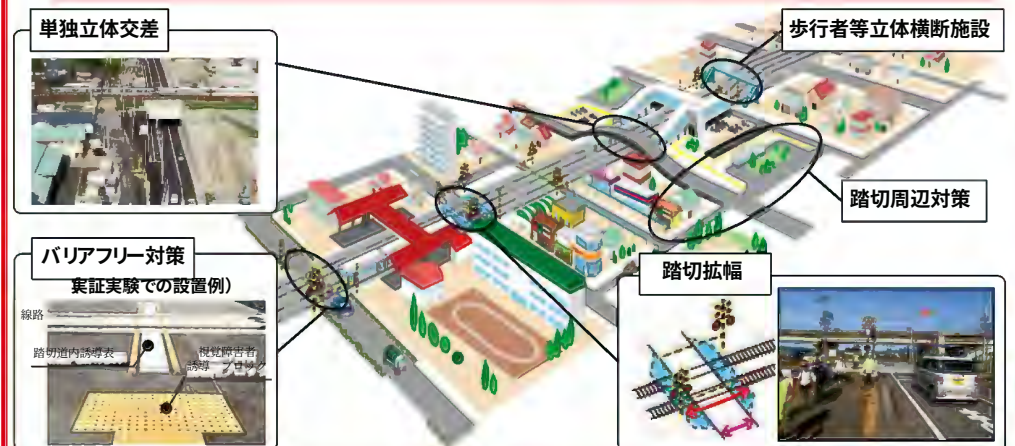
連続立体交差事業補助制度

道路と鉄道の交差部が連続する鉄道の一定区間を高架化又は地下化することで、交通の円滑化と分断された市街地の一体化による都市の活性化に資する事業を計画的かつ集中的に支援



踏切道改良計画事業補助制度

交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通便利性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について計画的かつ集中的に支援



道路事業における社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の重点配分の概要

- 社会資本整備総合交付金においては、民間投資・需要を喚起する道路整備により、ストック効果を高め、活力ある地域の形成を支援するとの考えの下、広域的な道路計画や災害リスク等を勘案し、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。
- 防災・安全交付金においては、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保を図るとの考えの下、以下の事業にそれぞれ特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。

社会資本整備総合交付金

《ストック効果を高めるアクセス道路の整備》

- 駅の整備や工業団地の造成など民間投資と供用時期を連携し、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備事業



工業団地と供用時期を連携



駅の整備と供用時期を連携

《歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業》

- 歩行者利便増進道路に指定された道路における歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業(立地適正化計画に位置付けられた区域内の事業に限る)

[事業イメージ]



《道の駅の機能強化》

- 「防災道の駅」、「道の駅」応援パッケージに選定された「道の駅」の機能強化
- 子育て応援等の「道の駅」の機能強化(衛生環境の改善等を含む)
- 道の駅の防災設備等の機能強化

非常用発電機



手洗い所の非接触化



《公共交通の走行環境整備》

- 交通やまちづくりに関する計画に位置付けられた公共交通の走行環境整備(自動運転を含む)



BRT等の走行環境整備

防災・安全交付金

《子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策》

- 通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策

⇒ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分

- 未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策

- 鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化

- 地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備

⇒ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に配分



歩道拡幅



自転車通行空間の整備

《国土強靱化地域計画に基づく事業》

- 重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点(備蓄基地・総合病院等)への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業

- 災害時にも地域の輸送等を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業



重要物流道路の代替路や補完路の整備



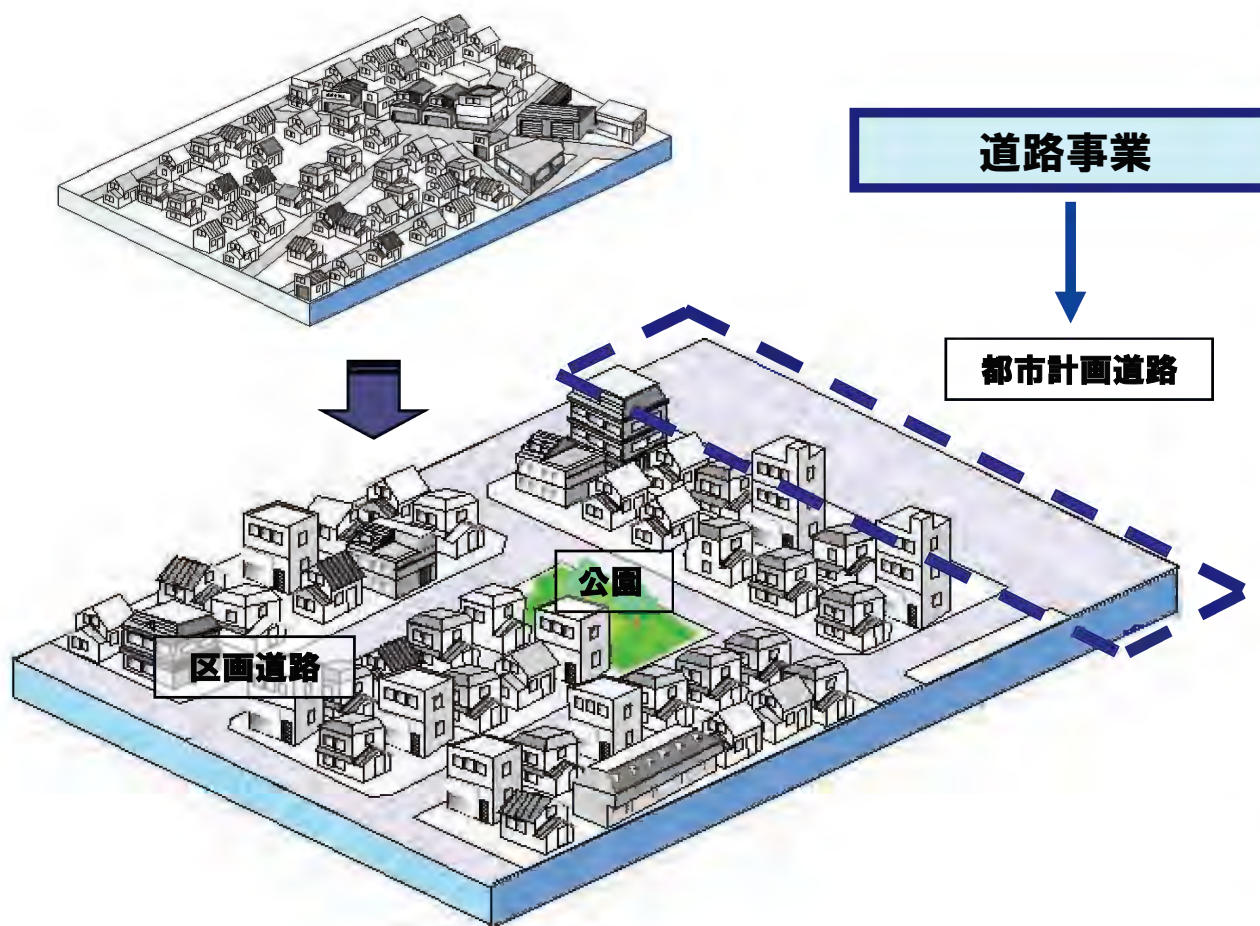
法面法枠工



雪崩防止柵

- 土地区画整理事業により施行地区内の都市計画道路等が整備されることに着目し、社会資本整備総合交付金等※の道路事業により支援
- 施行地区内の都市計画道路等を用地買収方式により整備することとして積算した事業費（用地費、補償費、築造費、舗装費等の額の合計）を限度額として交付

※要件を満たす場合、無電柱化推進計画事業、踏切道改良計画事業、交通安全対策事業（通学路緊急対策）等でも支援可能



交付対象：

地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業を施行する者を含む）

国費率：

新設 1 / 2 等
（土地区画整理法第121条等）
改築 1 / 2、5.5 / 10等

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

＜空き家対策基本事業＞

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

＜空き家対策附帯事業＞

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

＜空き家対策関連事業＞

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

＜空き家対策促進事業＞

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

＜空き家対策モデル事業＞

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

＜補助率＞

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

2. 各府省庁等の取組（その他）

内閣府の取組

中心市街地活性化推進事業事業費

令和8年度概算要求額（案） 0.27億円【うち要望額0.04億円】
（令和7年度予算額 0.22億円）

目的・事業概要

- 「人材確保」や「中心市街地活性化制度の認識不足」等の理由から中核市（人口20万人）未満の自治体での中心市街地活性化基本計画の活用が進んでいません。
※中核市以上：110市以上54市が活用済、中核市未満：682市中98市が活用済
- 中活基本計画の活用を希望する自治体も中核市未満の自治体が多くを占め、地方創生の一つの手法として中活制度を活用した中心市街地活性化が引き続き重要です。
※中活認定に関心がある自治体（中核市未満）：51市（令和7年度意向調査）
- 中心市街地活性化評価・推進委員会^{（注1）}（令和5年度）においても、中核市未満の自治体での取り組みを支援することが必要であるとされたことを踏まえ、これらの自治体への支援の質の向上を図ります。また、令和7年度に中活プログラム改定します。

（注1）中活法の附則に基づき施行状況及び必要な措置を議論する検討会

1. 中心市街地活性化人材連携事業

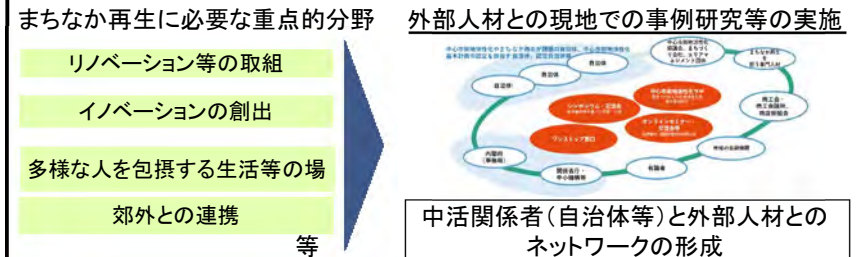
中心市街地活性化施策の深化や各地域のステークホルダーの連携強化等を目的に、現地での中心市街地活性化事例研究や実践事例の情報発信等を実施します。

2. 中心市街地活性化プログラム推進調査事業

中活認定に関心のある自治体が効果的な計画策定ができるよう、これまでの中核市未満の事例を整理し、優良な取り組み事例の普遍化を通じて中活制度の活用を促進します。

事業イメージ・具体例

1. 中心市街地活性化人材連携事業



2. 『中心市街地活性化プログラム推進調査事業』

中核市未満の自治体が必要とする事例の調査

効果的な事業の普遍化

期待される効果

内閣府の伴走支援に加え、まちづくりに貢献できる人材の効果的な活用や優良事例の普遍化により、中核市未満の自治体の計画策定を促し、魅力ある地方のまちづくりを推進することで地方創生の実現を図ります。

資金の流れ



経済産業省の取組

2025年度 人材育成プログラム「マチスタート」

2025年度 人材育成プログラム

まちを動かす、「実践力」を身につける

参加費・宿泊費
無料

マチスタート

この研修で身につけられる3つの力！

1. データを活用して地域の課題を分析し、目指す方向性を構想する力
2. 地域の資源や多様な人材を活かした体制・組織を構築する力
3. 新たな視点に立ち、民間で持続可能な事業を構築する力

まちづくりの基礎知識から、先進的な事例まで幅広く学びたい方
地域の課題解決や未来のまちづくりに長く貢献していきたい方
を募集します！！

①オンライン研修のみと②オンライン研修＋宿泊研修
から選択できます

オンライン研修

2025年12月上旬
全5回開催
(17:00-18:30)

まちづくりに必要な基礎知識から先進的な事例まで幅広く学びます。

宿泊研修

2026年2月18日(水)～20日(金)
(2泊3日)

講師の講義・指導や受講者との議論を通じ、受講者自身の地域について、データに基づく現状分析・課題抽出を踏まえた持続可能な事業案の策定方法を実践的に学びます。

※宿泊研修に参加する場合は、オンライン研修の受講が必須となります。

研修詳細・お申し込みは
こちらから↓

主催 経済産業省 中小企業庁

お問い合わせ 電話番号：03-3501-1511
メールアドレス：bz1-machistart@meti.go.jp
担当：中小企業庁経営支援部商業課 マチスタート担当

申し込み期間
2025年
10月1日(水)
～31日(金)

中小企業庁では、まちづくりの基礎知識から先進的な事例まで幅広く学び、地域で実践する力を身につける人材育成プログラム「マチスタート」を実施します。

<参加形式> (①または②より選択)

①オンライン研修のみ ②オンライン研修＋宿泊研修 (2泊3日)

<受講対象者>

- ・まちづくりの基礎知識から、先進的な事例まで幅広く学びたい方
- ・まちの未来を見据えて、地域の課題解決や経済の活性化に貢献していきたい方
例) まちづくり会社職員、商店街関係者、行政職員、商工会議所職員、商工会職員、金融機関職員 等

<申込受付期間>

10月1日(水)～10月31日(金) 12:00まで

詳しくは中企庁HPをCHECK／

下記QRよりアクセス

<募集人数>

オンライン研修：人数制限なし
宿泊研修：40名程度
※地域で結成する2・3人チームでの参加も可

<宿泊研修場所>

経済産業省経済産業研修所 (東京都東村山市)

<参加費・宿泊費>

無料



「地域にかがやく わがまち商店街表彰」（大臣表彰）について



- 商店街を含むエリア全体の価値向上につながる取組を選定・表彰。受賞商店街への視察・意見交換会の実施や取組内容・ポイントの中企庁HPへの掲載等を通じ、他の商店街に新たな気づきを与えると同時に、行動変容を促し全国的な商店街の活性化に繋げる。
- 外部有識者による審査を経て、中小企業経営支援分科会において受賞者（10者）を決定。受賞された商店街の取組としては、面的なエリア価値の向上に繋がる事業や、多様な関係者を巻き込んだ実施体制の構築を図りながら事業を実施している点が特徴的である。

「地域にかがやく わがまち商店街表彰2024」受賞者

- ・ 安芸本町商店街振興組合 [高知県]
- ・ 一般社団法人からまち/協同組合唐戸商店会 [山口県]
- ・ 一般社団法人やかげまると商店街振興会 [岡山県]
- ・ 宇宿商店街振興組合 [鹿児島県]
- ・ 株式会社ベース/諫早市中心市街地商店街協同組合連合会 [長崎県]
- ・ クローバー通り商店会 [静岡県]
- ・ 吹田市旭通商店街協同組合 [大阪府]
- ・ 七日町商店街振興組合/山形まちづくり株式会社 [山形県]
- ・ 福知山フロント株式会社/福知山駅正面通商店街振興組合 [京都府]
- ・ 松山市商店街連盟 [愛媛県]

(50音順)

表彰式 及び 齋藤大臣との座談会（令和6年7月23日）

- ・ 表彰式を実施し、受賞した商店街組織等の代表者に対し、齋藤経済産業大臣から感謝状を授与した。
- ・ 表彰式に続いて行われた受賞者と齋藤経済産業大臣との座談会では、受賞者から受賞した取組について説明し、その後商店街を活かした地域経済の活性化等について意見交換を実施した。

【参考】これまでの表彰事業

- ・ 平成8年度 元気のある商店街100選（事例集）
- ・ 平成12年度 続・元気のある商店街100選（事例集）
- ・ 平成18年度 がんばる商店街77選（大臣表彰）
- ・ 平成21年度 新・がんばる商店街77選（大臣表彰）
- ・ 平成26年度・27年度 がんばる商店街30選（大臣表彰）
- ・ 平成28～31年度、令和3年度 はばたく商店街30選（大臣表彰）

「地域にかがやく わがまち商店街表彰2026」

- ・ 募集期間：令和7年10月1日～ 令和7年11月28日（予定）
- ・ 審査期間：令和8年2月～ 令和8年5月頃（予定）
- ・ 受賞予定者への内示：令和8年6月頃（予定）
- ・ 表彰式（結果公表）：令和8年7月頃（予定）
- ・ インタビュー、視察等：令和8年9月以降（予定）
- ・ 事例集公表：令和9年4月頃（予定）

（参考）中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/award/index2024.html>



↑ 2024受賞者



↑ 2026チラシ

ふるさと財団の取組

地域再生マネージャー事業(まちなか再生事業)＜概要＞

まちなかとは 生活に必要な各種機能を有する区域

背 景

人口減少や東京一極集中 ⇒ 地方では市街地維持が困難となり衰退傾向

目 的

まちなかの都市機能等を再生し、**活力と魅力ある地域づくりに寄与**

内 容

①外部専門家(プロデューサー)と組む市町村等へ

事業費用の一部を補助

②「まちなか再生アドバイザー会議」より**取組みに対する助言**

※まちなか再生アドバイザー会議 財団が組織する10名程の有識者からなる委員会

取組にかかる
費用の補助



委員からの助言

費用補助と助言
の双方向からの支援が特色

地域再生マネージャー事業(まちなか再生事業)とは

・ふるさと財団地域再生マネージャー事業「まちなか再生事業」は、「まちなか」(商店街、中心市街地、拠点周辺、より広域的な市街地全体など)の再生を目指す市町村等が外部専門家を活用して実施する各種ソフト事業を支援する事業である。

・2006年度に、当財団において調査を行ったところ、市町村のまちなか再生プロジェクトは以下が不足していることが判明。

- ①多くの関係者を総合的にまとめていく外部専門家(プロデューサー)
- ②多分野の専門家
- ③外部専門家(プロデューサーと)の契約資金

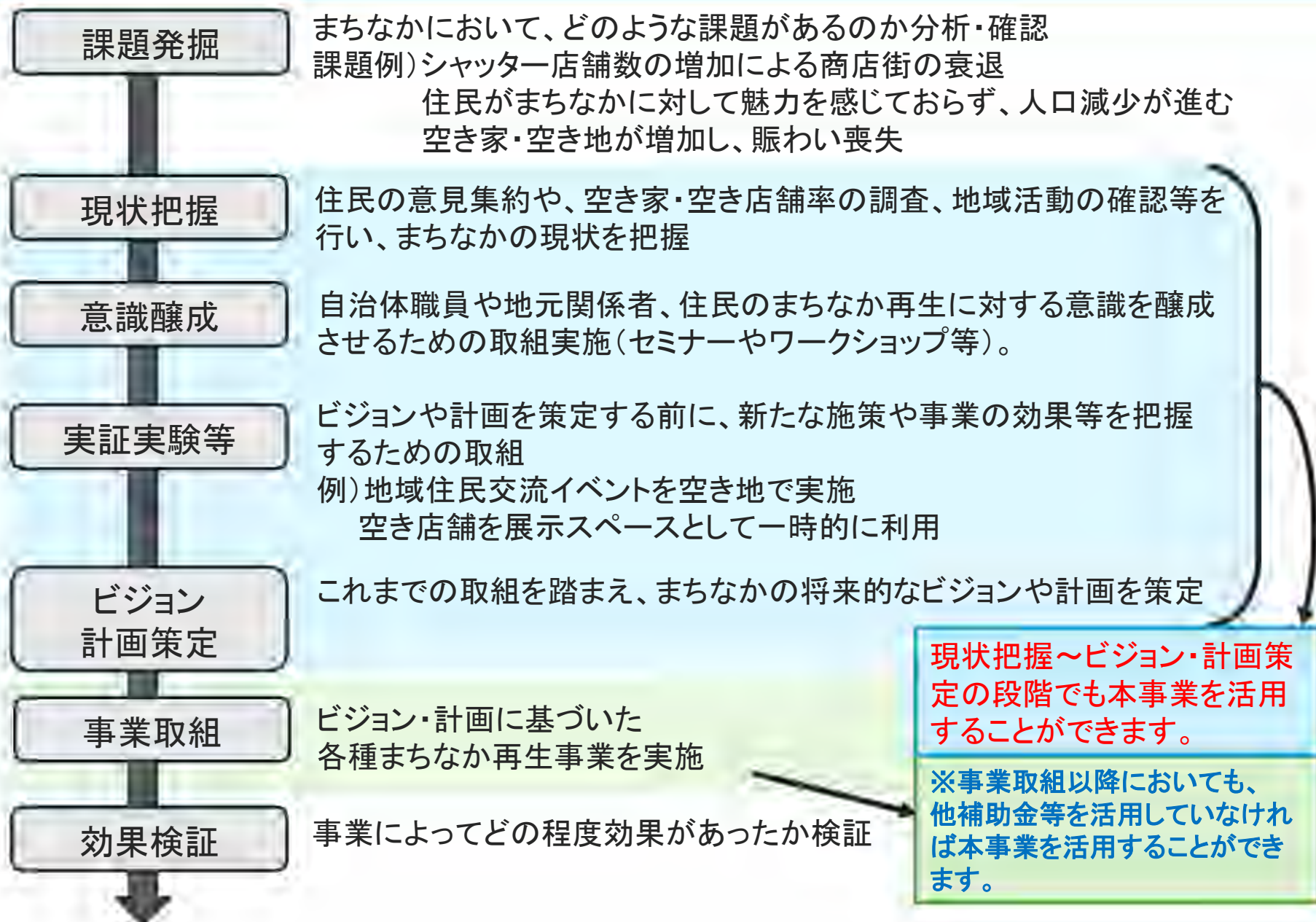
・上記を踏まえ、2007年にトライアル実施、2008年から当事業をスタート。

・創始時点(2008年)より、支援メニューはあれど、ビジョンやコンセプト、計画の作成段階(住民との意見交換、庁内意識醸成、実証実験等)でも活用できる珍しい補助金であった。

・まちなか再生事業において、プロデューサーは、建築や都市計画、不動産、デザイン、コミュニティ・ビルディング、ファイナンスといった複数分野の専門性を総覧しながら領域横断的な活動をマネージしていくことが望ましいため、これを資金支援する。

・多様な専門家のチーム(まちなか再生アドバイザー会議)を現地に招いて、会議等でアドバイスを頂く。

まちなか再生事業の流れ



まちなか再生事業の事業概念図

事業の主体として、まちなか再生プロデューサーと事業推進
関係者間との調整、活動資源の提供

市町村等

事業申請・報告書の提出

ふるさと財団

事業補助
(事業費の2/3 最大700万円)

連携
情報共有

連携
情報共有

事業
委託等

事業成果報告
専門的知識の
共有

会議体を組織
助言依頼

まちなか再生の担い手

住民・地域団体

まちづくり会社

産業

商工団体

金融機関

⋮

連携
情報共有

まちなか再生専門家チーム

まちなか再生
プロデューサー

(代表者・全体統括)

まちなか再生専門家

まちなか再生専門家

(プロデューサー以外の専門家)

⋮

助言

まちなか再生
アドバイザー会議

・学識経験者
・民間企業の有識者
・行政

令和8年度まちなか再生事業の申請について①

1. 補助内容

- (1) 市町村等のまちなか再生専門家の活用等に要する経費に対する補助
- (2) 市町村等が実施するまちなか再生事業に対するアドバイザー会議委員からの助言

2. 補助対象区域

生活に必要となる機能が相当程度集積する区域

3. 補助金額

- (1) 市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。)が単独で取り組む事業。
補助対象経費の2/3以内(ただし、700万円を上限とする。)
- (2) 複数の市町村が共同で取り組む事業または広域連合等地方自治法に基づく団体が取り組む事業。
補助対象経費の2/3以内(ただし、1,000万円を上限とする。)

※当該対象業務に係る補助金を、国、独立行政法人、他の公益法人等から受けていないこと。

4. 補助対象経費

- ・まちなか再生専門家の活用に関する経費
- ・その他の経費
(その他の委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費等消費税及び地方消費税を含む。)

令和8年度まちなか再生事業の申請について②

5. 補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年2月19日まで

※最大3か年度まで補助対象事業とすることが可能
(各年度に申請を要す)

6. 交付申請書提出期間

令和7年10月1日(水)～令和7年12月5日(金)(当財団へメール必着)

7. 申請に係る事前相談

まちなか再生事業の実施計画書作成や不明点等にかかる事前相談を実施します。

期間: 令和7年9月1日(月)から令和7年12月5日(金)午後5時00分

8. その他

実施要綱、手引き(記載例)、各種様式、事前相談シート等は
当財団のHPよりご確認ください。

<https://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/recruitment/>



現地視察の様子



現地視察の様子

事例紹介 大阪府門真市(2022年度採択)

- ・ 門真市では、①不動産が流通せず地価が低迷、②市内を回遊する人が少なく、まちのイメージ転換が必要、③まちづくりの担い手不在、といった課題が存在していた。
- ・ そのため、大手電機メーカーの企業城下町として発展してきた歴史を踏まえ、ものづくり産業をとりまとめ、「エリア外から資金を稼ぎ、働き暮らす人々が地域商業や暮らしの場でお金を落とす」といった地域経済を循環させる仕組みを構築し、エリア価値の向上を促すとともに、地価上昇することを対象エリアの長期目標とした。
- ・ 実現への取組として、2022年度(採択年度)には、①エリアマネジメントを組織し将来ビジョン策定、②対象エリアで活動したい人を探す(民間プレイヤー発掘)、③西三荘駅ー門真市駅の東西軸にて実証実験(準備)、等を実施した。

課 題

門真市駅乗降客は多いが通過駅となり、滞在者が少ない。
空き店舗増加傾向 → 地価下落

長期目標

ものづくり産業による地域経済を
循環させる仕組み構築
→ エリア価値向上

取組内容

- 民間プレイヤーの発掘
- エリアマネジメント組織
- エリアの将来ビジョン策定 ...その他



ものづくり×まちづくりを体現